



Title	中世後期イギリスの聖職禄に関する覚書：術語の分類・整理
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 43(3), 97-157
Issue Date	1995-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33646
Type	bulletin (article)
File Information	43(3)_PL97-157.pdf



[Instructions for use](#)

中世後期イギリスの聖職禄に関する覚書

—— 術語の分類・整理 ——

東 出 功

《はじめに》

本稿は表題に記載の通り“聖職禄”なるものに関する覚書であり、さらに正確に言えば聖職禄の分類・整理に関する覚書である。では何故その分類や整理が必要か。理由は単純であって、一口に聖職禄と呼ばれるものが実態において多種多様であり、従って史料における術語もまたきわめて多岐にわたるからである。しかも以下に述べる通り、筆者自身にとっては、この時点でそれらを分類し整理しておくべき理由があった。

本稿の構想の発端は、前稿「〈史料所見〉修道会聖職者の在俗聖職禄占有——1198年から1471年まで」(本紀要, 通巻第82号, 1994年10月)にある。表題における“修道会聖職者”とは何か、また“在俗聖職禄”とは何か。カトリック世界では、周知の通り聖職者が修道会聖職者と在俗聖職者との二大系列に区分される。またこの二大系列の区分に対応して、聖職禄も修道会聖職禄と在俗聖職禄とに大別される。

在俗聖職禄とは、いうまでもなく原則として在俗聖職者によって占有されるべきものである。従って別系列の修道会聖職者が現にそれを占有しているとすれば、教会法の原則に照らして脱法行為にならないか。ところが前稿に収録の事例は、すべて適法な占有であって脱法行為ではない。事例はすべて『教皇令状簿』から検出されており、その令状とは教皇がその占有を特別に認可したものであった。いいかえると法原則からすれば明白に不可である

が、ほかならぬ教皇自身が特別な配慮によってそれを許容したのであるから、結果として適法な占有に変わっている。

いずれにせよ前稿は在俗聖職禄を扱ったもので、それとの対比において修道会聖職禄にも注目した。その作業の過程での最大の難問は、まさに史料における聖職禄関連の術語の多様性であり、それらの術語に関して筆者自身が十分な基礎知識をもちあわせていないことであった。術語の語義を確認すべく、当然のことながら邦語・欧語の辞書・文献を可能な限り参照した。しかし筆者の疑問のうちには、欧語の辞書・文献ですら完全に解消しえないものが少なくなかった。キリスト教文化圏の研究者にとっては、あえて説明するまでもなく自明であり、疑問にすらなりえないということか。

筆者の積年の関心は、中世後期イギリスにおける国家と教会との相互補完的關係を通時的に検証することにある。その通時的検証のために、近年はとりわけ『教皇令状簿』を反復精読し、必要な情報の収集とその分析とを続けてきた。聖職禄関連の術語の分類・整理は、ほかならぬこの『教皇令状簿』の反復精読を続けるために不可欠であった。本稿はまずもって筆者自身のそのような必要から構想されたもので、以下の各節は基本的に筆者自身のための覚書である。このような覚書が同学の諸賢にとって有益であるか否か、その点については諸賢の評価に委ねざるをえない。

× × × × ×

本稿での主要な典拠は、次の刊本史料集である。

Great Britain, Public Record Office,
*Calendar of Entries in the Papal Registers Relating to Great
Britain and Ireland, Papal Letters*, 12 Volumes.

これを字義通りにいえば『教皇記録簿摘録——大ブリテン・アイルランド関係——教皇令状編』であり、本稿では『教皇令状簿』（引用文では *Letters*）と略称する。本稿関連の全12巻では第1巻の上限が1198年であり、最後の第12巻の下限は1471年である。

第1節 ある教皇令状の記載 (1470年)

聖職禄関連の術語が多様でありしかも難解であるということは、次の教皇令状から端的にうかがわれる。従ってこの節ではこの令状から関連の術語を抽出し、それらについて一応の説明を試みたい。出典は『教皇令状簿』第12巻である¹⁾。

1) *Letters*, XII, 351f., n. 2.

以下の引用は全体として一つの長いセンテンスを構成しているが、説明の便宜のためにこれを第(1)項から第(9)項まで9項目に細分した。各項目内の斜線も説明の便宜のために加筆したものであって、原文にはない。引用文の()内および[]内の補足は、すべて筆者による。

なお以下の術語については語義の説明を後段に譲り、とりあえず頭文字で示した。

D: dignitas (dignity)

P: personatus (parsonage)

A: administratio (administration)

O: officium (office)

[令状の原文と解説]

(1) *Dudum siquidem sancte memorie Eugenius papa iiii predecesor noster cum custode (< custos: warden [John Stokis]) collegii animarum omnium fidelium defunctorum nuncupati ville Oxonie Lincolnensis diocesis / pro tempore existente [dispensavit]²⁾ ut custodiam (< custodia: wardenship) dicti collegii [retinere valeret]³⁾ ad quam quis per electionem assumitur,*

2) 3) 第(9)項参照。

令状の発給者は文面に記載されていないが、教皇パウルス2世（在位1464-71年）であり、晩年の1470年にこれを発給している。一方の受給者は（ ）内の補足の通り、オクスファド=オール=ソウルズ学寮の学寮長ジョンである。

第(1)項は“Dudum siquidem : Previously whereas”という文言で始まっている。この文言が条項の冒頭にあるときは、その条項において過去の事実経過が再確認される。すなわち第(1)項から第(9)項までは、全体として事実経過の再確認で、この令状のいわば前文に相当する。当面の問題はこの前文にあるので、ここでは前文だけを検討の対象とした。

最初に故教皇エウゲーニウス4世（在位1431-47年）に言及されている。かつて同教皇は、学寮長ジョンに対してその学寮長職の占有を認可した。この学寮の名称は、字義通りにいえば“物故信者全員の救霊のためのコレーギウム”である。対フランス戦争の物故者の救霊のために、1438年にまずカペラが設置されていた。なおオクスファドは、リンカン司教管区に所属している。

斜線以下には“pro tempore existente [dispensavit]”と書かれており、故教皇による認可が当面の処置としての認可であったという。この前文で過去の事実経過の再確認とは、まさにその過去における先輩教皇による認可の再確認である。しかも学寮長職それ自体は、斜体字の文言によれば“選挙によってそれに就任させられる”もの、つまり選挙対象職であるという。その意味については後述する。

(2) etiam si collegium ipsum in capella que ratione dicti collegii collegiata fore censetur et custodia ipsa *dignitas personatus* perpetua administratio vel *officium*, / et dignitas ipsa inibi principalis existeret,

学寮それ自体は、上記の物故者救霊の礼拝所の中に設置された。しかも礼拝所は上記の通り“コレーギウム”と呼ばれ、そのコレーギウムという呼称から知られるように、それ自体がコレーギウムとして構成されることになっていた。コレーギウムの構成とは、学寮の管理主体として聖職者の参事会が

構成されることを意味する。要するに学寮自体が在俗参事会聖堂であり、学寮長はその参事会長である。学寮長職＝在俗参事会長職が選挙対象職であることは、前項の末尾に記載の通りである。それは、学寮長の人選が参事会での選挙によることを意味する。

上記D・P・A・Oの4語は、この令状でいえば、まずこの第(2)項においてまさにその順序で列挙されている。では問題の学寮長職それ自体はDかPか、あるいは恒常的なAか、あるいはOか。斜線以下は学寮長職がそのうちのDであるものとして、それが参事会においては“*dignitas principalis: principal dignity*”になるという。

ここではまず学寮長職がDであること、またそのDが形容詞“ブリーンキパーリス”を帯びていることの2点を確認しておこう。その上でとりあえず、この文言が在俗参事会聖堂の参事会長職に特有のものであることを指摘しておきたい。学寮長職＝在俗参事会長職という関係は、この形容詞ブリーンキパーリスの使用にも現れている。この形容詞が在俗参事会聖堂のしかも参事会長職に特有であるということは、第4節で検証する。

(3) *etiam si eidem custodie cura immineret animarum, necnon quodcunque aliud [beneficium] curatum / seu alias incompatibile beneficium ecclesiasticum,*

第(3)項は、まずこの学寮長職に関して“*cura animarum: cure of souls*”すなわち靈魂救済の義務つまり司牧の義務を問題にする。端的に言えば、司牧義務の有無すなわち司牧聖職禄か非司牧聖職禄かの別が問われている。

次に斜線の直前では“他の司牧 [聖職禄]”なるものにも言及されており、学寮長職のほかに第2の聖職の兼任を認可していることがわかる。その認可とはいわば事前認可であり、将来における兼任の可能性を想定したものであろう。しかもここでは学寮長職と第2の聖職禄との双方が司牧聖職禄であるばあいをも想定し、仮に双方が司牧聖職禄であろうとも、その兼任を認可するという。

斜線以下では、第2の聖職禄に関して別の文言でその性格が問われてい

る。すなわちそれが“*alias incompatible: otherwise incompatible*”であるか否か、その点が問われる。ここで“アリアース”とは、後段で指摘の通り“特別の認可がなくては”という意味であり、ジョンは“特別の認可がなくては両立不可能”な聖職禄すなわち原則として兼任不可能な聖職禄について兼任の特別認可をえていたという。

兼任の可能・不可能は原則の次元において司牧義務と不可分であり、司牧義務を帯びた聖職禄つまり司牧聖職禄は原則として複数兼任が不可能である。理由は単純であって、一方に関してその司牧に専念すれば、他方の司牧が不可能になるからである。従って一方に司牧義務があれば、他方は非司牧の聖職禄でなくてはならない。兼任不可能とは、双方がいずれも司牧聖職禄であるばあいのことである。しかしそれは結局のところ原則の次元でのことで、現実には上記の通り司牧聖職禄の複数兼任がありえた。教皇の特別な認可があれば、それも許容されたということである。ジョンに対する特別認可とは、そのようなものとして理解すべきである。

なお最後の“*beneficium ecclesiasticum: ecclesiastical benefice*”すなわち聖職者のベネフィキウムとは、俗人封臣のベネフィキウムつまり“知行”との対比において“聖職禄”を意味する。逆にいえば聖職禄とは、聖職者への“知行”であろうか。ここでは、知行も聖職禄も原語において同一であることを再認識しておこう。同じ“聖職者のベネフィキウム”という文言は、第(8)項にも見られる。しかし史料では、形容詞を省略して単に“ベネフィキウム”とだけ書かれることも少なくない。

(4) *etiam si parrochialis ecclesia vel eius perpetua vicaria / seu in cathedrali etiam metropolitana vel collegiata ecclesia dignitas personatus administratio vel officium,*

これも第2の聖職禄に関する規定であり、いくつかの選択肢を列挙している。第1の選択肢は“*ecclesia par[r]ochialis: parish church*”である。これを字義通りにいえば“聖堂区の聖堂”であるが、この文脈では聖堂区の“司祭職”それ自体である。聖堂区聖堂の授与とは、その司祭職の授与にほかならない。

第2の選択肢は“*vicaria perpetua: perpetual vicarage*”である。字義通りにいえば“恒常的ウィカーリウス職”である。ウィカーリウスとは一般に代行者であり、教皇自身が“*vicarius Christi*”すなわちキリストの代行者である。この文脈で“恒常的ウィカーリウス”とは聖堂区司祭職の恒常的代行者であり、司祭が恒常的に現地非常勤のばあいその司牧義務を代行する。第2の選択肢はその司祭代行者職であり、あるいはその代行者のための聖職禄である。

第2の聖職禄の第3の選択肢としては、上記D・P・A・Oの4語があらためて列挙され、しかもそれらの所属聖堂に関して次の2種類の選択肢が示されている。

(a) *ecclesia cathedralis / metropolitana: cathedral / metropolitan church*

(b) *ecclesia collegiata (collegium): collegiate church (college)*

前者(a)は、司教座聖堂あるいは首都大司教座聖堂である。首都大司教という称号は、イングランドのカンタベリ大司教・ヨーク大司教の双方について検出される。また同じ称号はアイルランドのアーマ・キャッシュル・ダブリン・チュアムの各大司教について、つまりアイルランドのすべての大司教についても検出される⁴⁾。従ってこの教皇令状における首都大司教座とは、大司教座それ自体にほかならない。

4) “..... without prejudice to the archbishop of Canterbury as *metropolitan* (1442)” — *Letters*, IX, 253, 320, 372, 493, 562; X, 426, 698. “..... without prejudice to the archbishop of York, the *metropolitan* (1452)” — *Letters*, X, 608. “..... without prejudice to the archbishop of Armagh [Ireland], as *metropolitan* (1442)” — *Letters*, IX, 336, 466, 480; X, 662. “..... lapsed to the archbishop of Cashel [Ireland] the *metropolitan* (1445)” — *Letters*, IX, 539. “..... by Michael, archbishop of Dublin [Ireland], by his *metropolitan* right (1466)” — *Letters*, XII, 499. “..... without prejudice to the archbishop of Tuam [Ireland], as *metropolitan* (1442)” — *Letters*, IX, 258.

後者(b)は、前出のコレーギウムすなわち在俗参事会聖堂である。要するに第3の選択肢D・P・A・Oは、司教座聖堂・大司教座聖堂・在俗参事会聖堂のいずれに所属するものでもよい。

(5) et dignitas ipsa in cathedrali etiam metropolitana post pontificalem maior / aut in collegiata ecclesia huiusmodi principalis similiter foret,

第(5)項は、第2の聖職禄がDであるばあいについて規定している。すなわちそのDの所属先に応じて、次のいずれの選択肢も許容されている。

(c) 所属先が(a)であれば—dignitas maior: major dignity

(d) 所属先が(b)であれば—dignitas principalis: principal dignity

では“マーヨル”とは何か。また“グリーンキパーリス”とは何を意味するか。この双方の形容詞については、第4節で検討する。

(6) et ad illam [dignitatem] ac personatum administrationem vel officium huiusmodi consuevisset quis per electionem assumi, eique cura immineret animarum,

第2の聖職禄に関する規定が続く。第2の聖職禄は、D・P・A・Oのいずれにせよ仮に選挙対象職・司牧聖職禄でもよい。選挙対象職については第(1)項に、また司牧聖職禄については第(3)項に同様の文言があった。

(7) si sibi alias [aliud beneficium] canonicè conferretur aut ipse eligeretur presentaretur aut assumeretur ad illud, / aut ante *obtentam* huiusmodi [illud] sibi collatum [foret] vel ad illud ipse electus presentatus seu assumptus foret,

やはり第2の聖職禄に関する規定であろう。第2の聖職禄が第1の聖職禄とは別途に教会法の規定に従って授与されるばあいについて、いいかえるとジョンが選挙・推薦されて任命されるばあいについて言及されている。第2の聖職禄は、そのように教会法の規定に従って授与されるものでもよい。

第2の聖職禄が選挙対象職たとえば参事会長職であれば、参事会がその候補者を選挙する。またその他一般の聖職禄であれば、その聖職禄に関して候補者推薦権をもつものつまりパトロン権者が推薦権を行使する。授与が“教会法の規定に従って”なされるとは、そのことを述べたものか。

斜線以下では、斜体字の一語に疑問が残る。まず “ante *obtentam* huiusmodi” すなわち “上記の取得されるものに先だつて” とは何か。この “オブテンタ” は、女性語尾からして上記の “クーストーディア” すなわち学寮長職であろうか。仮にこの推定の通りであれば、また [] 内の補足が正しいとすれば、第2の聖職禄の取得が第1の聖職禄つまり学寮長職の取得に先行してもよいということになる。

(8) quoad viveret insimul retinere, / illudque simpliciter vel ex causa permutationis quotiens sibi placeret dimittere, / et loco dimissi aliud simile vel dissimile beneficium ecclesiasticum curatum seu alias incompatibile recipere [dispensavit],

第(8)項以降は、故教皇エウゲーニウス4世からの認可の結論部分である。

(e) ジョンは第2の聖職禄を学寮長職とともに、しかも終身期限で占有しうること。

(f) 彼は第2の聖職禄に関して、単純にあるいは交換を目的として、しかも任意の回数にわたって辞任しうること。

(g) 彼は辞任の代替として第3の聖職禄を取得しうること。しかも第3の聖職禄に関しては、第2の聖職禄と同等であるか否かを問わず、また司牧聖職禄でもあるいは原則として兼任不可能な聖職禄でもよい。

(9) et similiter quoad viveret insimul cum dicta custodia retinere valeret per suas litteras *gratiose* dispensavit, prout in illis plenius continetur (1470)”

故教皇エウゲーニウス4世は、ジョンが第2あるいは第3の聖職禄を上記の学寮長職とともに終身期限で占有しうるように、教皇令状によって認可した。認可令状は、それらの聖職禄に関して、ジョンの占有継続の権利を補強するために “恩恵をもって” 発給されたという。

× × × × ×

教皇令状の各項目から聖職禄関連の術語を抽出し、筆者なりに分類してお

こう。

[聖職禄関連の術語一覧：第(1)項から第(9)項まで]

(1) 聖職禄それ自体の属性について

- ① beneficium curatum: benefice with cure (8); cura animarum: cure of souls (3) (6)
- ② beneficium alias incompatibile: otherwise incompatible benefice (3) (8)

司牧聖職禄であるか否か、また兼任可能か否かの区分がなされた。詳細については第2節および第3節で、とりわけ第3節で検討する。

(2) 聖職禄の権限について

- ① administratio: administration (2) (4) (6)
- ② dignitas: dignity (2) (4) (5)
 - dignitas ad quem quis per electionem assumitur: elective dignity (1) (6)
 - dignitas maior: major dignity (5)
 - dignitas principalis: principal dignity (2) (5)
 - dignitas pontificalis: pontifical dignity (5)
- ③ officium: office (2) (4) (6)
- ④ personatus: parsonage (2) (4) (6)

これらは特定の役職ではなく、司教座聖堂や在俗参事会聖堂における多様な役職を権限に応じて分類するための術語であろう。詳細については、第4節および末尾の [付録] で検討する。

(3) 各種聖堂および付属施設について

- ① ecclesia cathedralis / metropolitana: cathedral / metropolitan church (4) (5)
- ② ecclesia collegiata: collegiate church (4) (5); collegium: college (1) (2)
 - custos / custodia (collegii): (college) warden / wardenship (1) (2) (3) (9)

・ capella: chapel (2)

③ ecclesia par[r]ochialis: parish church (4)

・ vicaria perpetua: perpetual vicarage (4)

司教座／首都大司教座聖堂・在俗参事会聖堂・聖堂区聖堂に言及された。

第2節 教皇制定法 Exsecrabilis (1317年)

この節では、前出の教皇令状の背景を確認すべく、教皇ヨハネス22世の制定法“エクセクラービリス”の一部を引用しておきたい¹⁾。

1) Barraclough, Geoffrey, “The Constitution ‘Exsecrabilis’ of Alexander IV,” *Eng. Hist. Rev.*, XLIX-194(1934), pp. 193ff. この論文の表題からも知られるように、同じ通称の制定法が1255年にアレクサンデル4世によって公布されている。

[制定法の原文と解説]

(1) Exsecrabilis quorundam tam religiosorum quam saecularium ambitio, quae, semper plus ambiens, eo magis fit insatiabilis, quo sibi amplius indulgetur,

冒頭の一語“Exsecrabilis: execrable”とは、語源にそくしていえば“神聖化の対象外”であり、端的に言えば“呪うべき”という意味である。この形容詞は修道会聖職者が在俗聖職者かの別なく聖職者の野心を修飾したもので、この形容詞がそのままこの制定法の通称になっている。第(1)項では、彼らの野心がその充足度に応じてさらに増幅されているという。

(2) et improbitas importuna petentium a nobis et praedecessoribus nostris Romanis Pontificibus non tam obtinuisse, quam extorsisse plerumque noscuntur,

彼ら請願者はそのような野心と厚顔無恥な行為とによっておびただしく多くの聖職禄を歴代教皇から取得しているが、それは適法な占有というよりも、むしろ違法な強奪であるという。要するにまず、複数聖職禄の兼任あるいは集積に対する聖職者の異常なまでの執念が指摘されている。

(3) quod unus, interdum etiam ad unum beneficium ecclesiasticum minus idoneus duas aut tres aut plures *dignitates, personatus, officia* seu *prioratus*, aut diversa ecclesiastica *beneficia* curam animarum habentia, possit dispensative, (quum alias non liceret de iure communi,) recipere, et simul licite retinere

複数兼任が不相応の聖職者ですら、2件・3件あるいはそれ以上の兼任を許容されているという。ここでは上記D・P・A・Oのうちで、A（アドミニストラティーオー）が欠けている。しかしほかに“プリオーラトゥス”すなわち修道参事会長職に言及され、また“各種の聖職禄で司牧義務を帯びるもの”が追加されている。

副詞“dispensative: by dispensation”とは、複数聖職の兼任が特別な認可によることを意味する。挿入節は、その認可がなくては“ius commune: common law”によって許容されないという。司牧聖職禄の複数兼任は“一般法”上の禁止事項であり、教皇からその禁令の適用を特別に免除されてはじめて兼任が許容される。

なおここで“一般法”とは、局地的制定法や個人対象の特権令状との対比において、教会法のうちでもカトリック世界の全域・全員に適用される規定であろう。

(4) Nos itaque, tot malis tantisque discriminiibus occurrere cupientes, omnes et singulas dispensationes, super receptione aut retentione plurium *dignitatum, personatum, officium, prioratum* aut *beneficiorum*, quibus cura animarum sit annexa duximus taliter moderandas,

前出の“D・P・O・修道参事会長職あるいは司牧聖職禄”という文言は、第(4)項でも反復されているが、ここでもA（アドミニストラティーオー）が欠けている。ともあれここでは、過去における教皇の制限措置に言及され

ている。その措置は複数聖職禄の兼任に起因する弊害や危険の除去を意図して、これら各種聖職禄の複数取得あるいは複数占有の特別認可に対して包括的・個別的に制限を加えるものであったという。

(5) *quod per moderamen nostrum effrenatam circa easdem personas talium beneficiorum multitudinem refrenemus, ipsique impetrantes fructu dispensationum huiusmodi totaliter non frustrentur.*

あらためてその制限の意図を述べている。その意図は、かつての無制限の兼任件数を制限することにある。無制限の認可の結果は、他の請願者の期待を全面的に裏切ることになりかねない。この制限は、そのような事態を回避するためのものであったという。過度の偏重を避けて、分配の公平を確保しようということである。

(6) *Statuimus itaque et ordinamus, quod obtinentes nunc ex dispensatione legitima pluralitatem huiusmodi dignitatum, personatum, officiorum aut prioratum seu beneficiorum, quae alias absque dispensatione obtinere nequibant,*

これ以降が新制定法のいわば主文である。新制定法の対象者は、教皇から適法な特別認可をえて複数の“D・P・O・修道参事会長職あるいは聖職禄”を現に占有しているものである。しかもそれら複数の聖職禄は、教皇からの特別認可がなくては重複して占有しえないものであるという。

(7) *unum tantum ex dignitatibus, personatibus, officiis, prioratibus, ecclesiis vel beneficiis huiusmodi, quibus cura imminet animarum, (8) cum dignitate, personatu vel officio, prioratu, ecclesia vel beneficio sine cura, quae habere maluerit,*

上記“D・P・O・修道参事会長職あるいは司牧聖職禄”のほかに“エクレーシア”の一語が追加されている。第(8)項も、エクレーシアすなわち“聖堂”が追加されている点で共通している。この文脈での“聖堂”とは、聖堂区司祭職である。

第(7)項はこれら各種聖職禄のうちの1件が司牧聖職禄であるばあいを想定し、第(8)項はそのばあいの他の聖職禄の条件を規定している。要するに一方

で司牧聖職禄を選択している限り、他方は非司牧聖職禄でなくてはならないという。

(9) *praetextu dispensationis sufficientis, circa id eisdem indultae, possint licite retinere.*

この新制定法の主文に相当する部分のいわば結論である。“その聖職禄に関して彼らに適正な特別認可が与えられるならば、彼らはその認可に基づいてその聖職禄を適法に占有しうる”という。

(10) *Per hoc autem iis, qui dignitates, personatus, officia vel alia beneficia curam animarum habentia ex dispensatione, quae ius tribuat, iuxta nostram moderationem praescriptam obtinent (11) Qui vero deinceps receperint dignitatem, vel personatum, seu officium aut aliud beneficium animarum curam habens annexam*”

教皇ヨハネス 22 世の制定法 “エクセクラーピリス” については、原文の検討を以上に留める²⁾。またこの第(10)項・第(11)項に関しては、あらためて上記 “D・P・O・あるいは司牧聖職禄” という文言が反復されていることをだけを指摘しておきたい。このいわば定型表現は、この制定法において合計 7 回にわたって反復されていた。

2) この制定法の出典は Friedberg, E. (ed.), *Corpus juris canonici*, (Leipzig, 1879-81), II, 1207-09. である。いわゆる『コルプス』すなわち『旧教会法典』は 1917 年をもって廃止され、*Codex juris canonici* に移行する。これがいわば『コーデクス・1917』で、1983 年から現行の『コーデクス・1983』に移行する。

教皇制定法 “エクセクラーピリス” を引用したのは、本節の冒頭で述べたように前出の教皇令状の背景を確認するためであった。ではその背景とは何か。前節の教皇令状それ自体は、パウロ 2 世が 1470 年にオクスファド=オール=ソウルズ学寮長ジョンのために発給したものである。ジョンはこの令状によって学寮長職のほかに第 2 の聖職禄の追加占有を認可されているが、文面ではその双方に関して司牧聖職禄であるか否か、あるいは兼任可能であるか否かが問われていた。第(3)項・第(6)項および第(8)項がそれである。令状で

これが問われたのは、まさに1317年の制定法“エクセクラービリス”との整合性が問われたことにほかならない。

なお第(3)項で指摘の通り司牧聖職禄の複数兼任は“一般法”上の禁止事項であり、教皇からその禁令の適用を特別に免除されてはじめて兼任が許容される。要するに司牧聖職禄とは、原則として兼任不可能の聖職禄であった。

司牧義務については、制定法・令状ともに“*cura animarum*”という同じ文言が共通して用いられている。また一方の複数聖職禄の兼任可否については、制定法の第(6)項において“*beneficia, quae alias absque dispensatione obtinere nequibant*”と書かれていた。その意味は、複数の聖職禄に関して“特別認可がなくてはそれらを占有しえない”ということである。要するに複数兼任には、特別認可が条件とされている。

この記載は、後日の令状における“*beneficium alias incompatibile*”という文言に対応している。この“さもなければ両立不可能な聖職禄”とは何か。前者における斜体字の“アリアース”とは、その直後の“特別認可がなくては”という文言と完全に同義であろう。従って後者の“アリアース”もまた“特別認可がなくては”と読める。要するに令状文面に記載の聖職禄は、教皇からの特別な認可がなくては他の聖職禄と両立しえないということである。

× × × × ×

本節の要約に先だって次の2点を確認しておこう。いずれも制定法と令状における文言の相違の確認である。

- (1) 令状ではD・P・A・Oの定型文言が頻繁に見られるのに対して、制定法ではAすなわち“アドミニストラティオー”が欠けている。
- (2) 聖職禄の両立不可能性については、文言に次の相違が見られる。

- ・ *beneficia, quae alias absque dispensatione obtinere nequibant*
- ・ *beneficium alias incompatibile*

この2点について、具体的な事例で説明しよう。

[1] ①“To the same [Bernard Sistre, papal nuncio]. Mandate to obtain information touching the annual fruits of all void benefices, dignities, parsonages, and offices, with or without cure of souls, in England, Scotland, Ireland, and Wales, which by John XXII were reserved to the apostolic see (1341)” — *Letters*, II, 590. ② “[To Guy, papal nuncio]. Faculty to make provision of any benefices whatsoever even canonries and prebends, dignities, ‘personatus,’ or offices with expectation of a prebend, dignity, ‘personatus,’ administration, or office (1378)” — *Letters*, IV, 232. ③ “..... with expectation of a prebend and dignity, ‘personatus,’ or office, with or without cure (1390)” — *Ibid.*, pp. 324f. ④ “..... even if canonries and prebends, dignities, even if major or principal respectively, ‘personatus,’ administrations, or perpetual offices, with or without cure, even if elective, in metropolitan, cathedral or collegiate churches (1390)” — *Ibid.*, p. 347.

令状①は『教皇令状簿』第2巻からの引用である。これは、Aを欠いている点において前出の制定法と共通している。令状②は第4巻からの引用である。前半ではやはりAを欠いているが、後半ではAが追加されてD・P・A・Oの定型文言になっている。しかも『教皇令状簿』では、この令状②がD・P・A・Oに関する最古の事例である。とはいえAを欠く事例は、その後においても多数にのぼる。令状③も第4巻からの引用であるが、これはその多数の事例のうちの一例に過ぎない。

要するに“アドミニストラティオー”は、D・P・A・Oの定型文言の初出以降においても省略可能であり、また現にしばしば省略されている。詳細は後段で述べることとして、ここではそれがしばしば省略されるという事実を指摘するだけに留める。

なお“ペルソーナートゥス”は、刊本『教皇令状簿』の第1巻・第2巻では令状①に見られるように“parsonage”と英訳されていた³⁾。しかしこの英訳では、聖堂区の司祭職と混同されかねない。D・P・A・Oという文脈での“ペルソーナートゥス”は、④に明記の通り首都大司教座・司教座のみならず在俗参事会聖堂の所属でもありえた。いいかえるといずれかの参事会

所属であって、聖堂区の所属ではない。第4巻以降では、ラテン語のまま斜体字で表記されている。聖堂区司祭職との混同を避けるためであろう。

3) *Letters*, I, 261, 293, 300, 301, 307, 328, 347, 363, 400, 417, 429, 500, 507, 533.
 および *Letters*, II, 252, 590.

では聖職禄の両立不可能性に関する文言の相違は、どのような事情によるものか。

[2] ①“COMPATIBILIS, compatible (of benefices) 1384, 1451; COMPATIBILITER, compatibly (of benefices) 1451”——J. H. Baxter, et al. *Medieval Latin Word-List*, 1955, p. 91. ②“INCOMPATIBILIS, 1451, 1456 incompatible (of ecclesiastical benefices)”——*Ibid.*, p. 216. ③“INCOMPATIBILIS, c1444, 1684, incompatible (of ecclesiastical benefices)”——R. E. Latham, *Revised Medieval Latin Word-List*, 1973, p. 242. ④“COMPATIBILIS, (of eccl. benefices) compatible, jointly tenable. 1384 beneficia [teneant] et utrum compatibilia *Reg. Heref.* 1414 1449 1515”——R. E. Latham, *Dictionary of Medieval Latin from British Sources*, Fascicule II C, 1981, p. 404. ⑤“COMPATIBLE, Empr. au lat. médiév. *compatibilis* (1384 ds Latham; 1449 ds Du Cange)”——*Trésor de la Langue Française*, 1977, V, 1163. ⑥“INCOMPATIBLE, Empr. au lat. médiév. *incompatibilis* 《incompatible》 (1424, 1444 ds Latham)”——*Ibid.*, X, 31. ⑦“COMPATIBILE BENEFICIUM, apud Thomam Madox *Formularis Angl.* (1702) *Dicitur de Beneficio Ecclesiastico, quod simul cum alio potest possideri. Gall. Benefice Compatible.*”——Du Cange, *Glossarium Mediae et infimae Latinitatis*, 1954, II, 463. ⑧“INCOMPASSIBILITAS (*sic*), vulgo *Incompatibilitē* dicitur de officii seu beneficiis, quae simul ab eodem homine exerceri vel possideri nequeunt. *Arest. ann.* 1357. 29. Apr.”——*Ibid.*, IV, 330.

すべて辞書からの引用である。制定法と令状との文言の相違は、きわめて単純な事情によるものであろう。⑤⑥の『トレゾル』は③のレイサム『中世ラテン語彙改訂版』に依存しながらも、若干の相違を示している。しかしいづれにせよ令状で両立の可能性・不可能性を示す形容詞 `compatibilis` /

incompatibilis”は、制定法の制定の時点においてベネフィキウムの属性を示すものとしては定着していなかったということであろう。

また⑦⑧の記載はデュ=カンジュ『中期・後期ラテン語彙』に見られるものであり、上記の『トレゾル』ではそのうちの⑦に言及されている。これはデュ=カンジュの後継者による追補語彙で、1702年のマドクスの著書つまりイギリス関係の史料集成が典拠になっている。『トレゾル』の記載の通りであれば、その史料は1449年のものである。さらに⑧は1357年の記録に言及しているが、綴りが上記の通り *“incompassibilitas”* になっている。⑧もまた後継者による追補語彙である。

[3] ①“..... Innocent VI dispensed to hold as well as two other mutually *compatible* benefices, even in cathedral churches (1367)” — *Letters*, IV, xix. ②“Dispensation to hold and to exchange the same, as well as his church, for two other *compatible* benefices (1372)” — *Ibid.*, pp. 175f. ③“..... to hold together with his archdeaconry another benefice *incompatible* therewith and to exchange one or both of them for other and similarly *incompatible* benefices (1372)” — *Ibid.*, pp. 177f. ④“..... to hold, together with the said two *incompatible* benefices two other benefices (1372)” — *Ibid.*, pp. 179f.

『教皇令状簿』では、①および③が *“compatible / incompatible”* の初出である。②および④はそれに次ぐもので、その後この2語はきわめて高い頻度を示す。問題は、これらがラテン語原本の文言を忠実に再現しているか否かである。仮に忠実な再現であるとすれば、2語の初出はなるほどデュ=カンジュの追補⑧には及ばない。しかしレイサム『中世ラテン語彙改訂版』の上限よりも古いことになる。忠実な逐語訳か簡略な意識か。筆者には確認の手段がない。

いずれにせよ聖職禄の両立の可能性・不可能性は、制定法 *“エクセクラビリス”* の発布直後から教皇側でも聖職禄占有者の側でも重大な関心事であった。そのことは、発布直後からその関連の教皇令状が多数にのぼっていることで知られる。それにもかかわらず刊本『教皇令状簿』においては、形

容詞 “compatibilis / incompatibilis” の初出が遅れている。この形容詞による簡潔な表現それ自体の定着が遅れたからであろうか。制定法と令状との文言の相違は、とりあえずそのような事情で説明されよう。

× × × × ×

〈要約〉

○ 第1点 本節では前半で、1317年の教皇制定法“エクセクラービリス”に注目した。何故か。それは上記の通り、前節の教皇令状すなわちパウロ2世の1470年の令状の背景を確認するためであった。令状の文面では学寮長ジョンの第1の聖職禄と第2の聖職禄との双方に関して、司牧聖職禄であるか否か、あるいは兼任可能であるか否かが問われていた。この点が問われたということは、まさに制定法“エクセクラービリス”との整合性が問われたことにほかならない。

○ 第2点 本節の後半では制定法と令状とにおける文言の相違を次の2点にわたって確認した。(1)令状ではD・P・A・Oの定型文言が頻繁に見られるのに対して、制定法ではAすなわち“アドミニストラティオー”が欠けていた。(2)聖職禄の両立不可能性について、文言に相違が見られた。

○ 第3点 引用[1]は、A“アドミニストラティオー”を欠く事例とそれを含む事例との双方に及んでいる。Aを含む事例は『教皇令状簿』において1378年に初出し、それ以降に頻出する。しかしその後においても省略の事例が少なくない。その省略が可能な理由については、あらためて後段で言及される。

○ 第4点 引用[2]は、各種の辞書からの引用である。教皇令状では、聖職禄の両立の可能性・不可能性を形容詞“compatibilis / incompatibilis”で示している。しかし制定法の時点では、これらがベネフィキウムの属性を示すものとしては定着していないものと推定される。制定法と令状とにおける文言の相違は、おそらくそのような事情によるものであろう。

○ 第5点 引用[3]ではやはり形容詞“compatibilis / incom-

patibilis” に関して、刊本『教皇令状簿』における初出の状況を示した。前者は 1367 年に、後者は 1372 年に初出する。

第 3 節 ある教皇令状の記載 (1470 年) : その 2

—— 聖堂区関係の司牧聖職禄 ——

以下の引用は第 1 節の教皇令状の後半であり、この令状のいわば“主文”である。第 1 節の“前文”では過去の事実経過が再確認されており、以下の主文ではその後の経過と将来にわたっての認可が述べられる。

刊本としての『教皇令状簿』は、上記の通り“摘録”である。すなわちそれはラテン語原文から要点を摘出し、それを英語に翻訳して収録したものである。序説《はじめに》のラテン語原文は、脚注からの引用であった。この種の令状の繁雑・難解な原文の見本として、たまたま脚注に収録されていたものである。いずれにせよ筆者は、刊本編者のこの配慮によってラテン語原文の一端を垣間見ることが可能になった。

この“摘録”はまた要所に“etc.”を付記し、定型文言の過剰な反復を避けている。引用文中の [] 内の補足はすべて筆者によるが、とりわけ*印を付記したところは文脈からの逆推によって省略された文言つまり“等”の相当部分を復元したものである。

[摘録の英訳と解説]

(1) The present pope [Paul II] hereby dispenses him [John Stokis], who holds the said wardenship [of the College of All Souls] and the parish church of Crowbrygge [Trowbridge] in the diocese of Salisbury

第(1)項からは、現教皇パウロ 2 世による特別認可の主文に移る。ジョンはパウロ 2 世からの認可に基づいて、オクスファド=オール=ソウルズ学寮長職

のほかに第2の聖職禄としてソールズベリ司教管区においてトロウブリヂの聖堂区司祭職をも占有していた。複数の司牧聖職禄の兼任である。

複数の司牧聖職禄を兼任するには、前節の教皇制定法“エクセクラーピリス”によって教皇の特別認可を必要とした。この令状は、まさに“エクセクラーピリス”を背景としてジョンに特別認可を与えるものにほかならない。

(2) to receive and retain for five years only, together with the said wardenship and church, or without them together with two *in-compatible* benefices, any third benefice with cure or *otherwise incompatible*,

第(2)項は5年間だけの限定的認可であるが、第1・第2の聖職禄2件とともに第3の聖職禄の占有をも認可している。第1聖職禄・第2聖職禄はいずれも司牧聖職禄であり、しかも“特別認可がなくては両立不可能な”ものであった。第3聖職禄もまた司牧聖職禄であり、しかも“特別認可がなくては両立不可能な”ものでもよいという。

そのみか仮に第1聖職禄・第2聖職禄の占有を終えているときには、代替として聖職禄2件の新規占有を認可し、ほかに第3の聖職禄の占有を認可している。そのばあいもまた、3件すべてについて“特別認可がなくては両立不可能な”ものつまり司牧聖職禄でもよいという。

(3) even if a parish church or its perpetual vicarage etc. [or any other benefice with cure or otherwise incompatible]*, or a dignity etc. [‘personatus,’ administration, or office, in a cathedral, even a metropolitan, or in a collegiate church]*,

ここでは、第3聖職禄に関する選択肢が列挙されている。それはまず聖堂区司祭職か聖堂区司祭の代行職か、そのいずれでもよい。またその他の司牧聖職禄すなわち両立不可能の聖職禄でもよい。さらに司教座聖堂や在俗参事会聖堂におけるD・P・A・Oのいずれでもよいという。

(4) even if a *major* or a *principal* dignity etc. [respectively in a cathedral or collegiate church]*,

前項のD・P・A・Oの補足であり、斜体字の文言については後述する。

(5) and to resign it simply or for exchange, when he pleases,

第3聖職禄に関して単純な辞任や交換目的の辞任を許容した。しかもその辞任の回数には制限がなく、ジョンの任意に委ねられている。同主旨の文言は、この令状の前文つまり第1節の引用にも見られた。

(6) provided that of such three benefices not more than two be parish churches or their perpetual vicarage (1470)" — *Letters*, XII, 351f.

この第(6)項は、3件の聖職禄のうちで聖堂区関係の聖職禄の件数に関するいわば上限の規定である。文面に“聖堂区聖堂あるいはそれらの恒常的代行者職”とあるのは、聖堂区司祭職あるいは聖堂区司祭の代行者職を意味する。聖堂区関係の聖職禄とは、司祭職とその代行者職とである。ジョンのばあいは、3件中の2件が聖堂区関係であれば、第3聖職禄はその他の聖職禄すなわち聖堂区とは無関係の聖職禄でなくてはならない。聖堂区と無関係といえ、とりわけ司教座聖堂や在俗参事会聖堂に付属する聖職禄が考えられる。

以上でジョンに対する教皇令状の解説を終える。この令状は、上記の通り前節の教皇制定法“エクセクラーピリス”を背景とするものであった。『教皇令状簿』は当然のことながら多種多様の令状を含んでいるが、この“エクセクラーピリス”を背景とする特別認可の令状は件数からすればおそらく最大の部類に属する。従って『教皇令状簿』の全容を理解するには、この種の特別認可の令状の解析が不可避である。その点からすれば、本稿はその不可避の課題への一つの接近にほかならない。

× × × × ×

第(6)項の意味を、若干の事例によって確認しておこう。

[1] ①“..... the parish church of [St Giles], Bredon in the diocese of Worcester, *with cure of souls and spiritual jurisdiction* (1434)” — *Letters*, VIII, 483. ②“To Thomas Hawkyns, *rector of St Giles's, Bredon* in the diocese of Worcester, M.A. Dispensation to receive and retain for life with the said church any

other benefice etc. [*with cure or otherwise incompatible*] (1458)" — *Letters*, XI, 169.

これらはいずれもブリードンの“レークトル”職すなわち聖堂区司祭職に関する令状であり、令状①には“靈魂の救済（の権限）と靈的裁判管轄権とを帯びている”と明記されている。つまりこの司祭職は、司牧聖職禄であるという。この令状は、あえてそれを明記している点において注目される。何故か。刊本『教皇令状簿』では、少なくともイングランドの聖堂区司祭職に関して、司牧権限に言及しないことが通例である。②はまさにその通例に従っている。

令状②の末尾の補足は“他の聖職禄”に関するもので、これはブリードンの聖堂区司祭職が司牧聖職禄であることを自明の前提としている。あえて明記しないのは、明記するまでもなく自明であるからにほかならない。いいかえると①はむしろ異例であって、同様の異例はほかにわずか3件しか検出されない¹⁾。

1) ①“..... rector of Thorndon in the diocese of Norwich the said church which has *cure* (1457)” — *Letters*, XI, 157. [V, 90,188]. ②“..... rector of Merstham in the diocese of Winchester the said church, which is immediately subject to the jurisdiction of the archbishop of Canterbury and has *cure* (1458)” — XI, 174. [V, 301]. ③“..... rector of Saynt Mary-down [Down, St Mary] in the diocese of Exeter the said church, which has *cure* (1457)” — XI, 171. 聖堂区司祭職が司牧聖職禄であることは、これら3件の事例においてもあえて明記されている。しかし令状①および②の2件については、同じ司祭職が『教皇令状簿』第5巻にも記載されており、第5巻では司牧聖職禄であることが明記されていない。要するにこれら3件もまた異例である。

[2] ①“ (1) To Master Richard Caunton, rector of Fewleston [Fuggleston] in the diocese of Salisbury (2) the said church, which has not yet been consecrated and has no cemetery was last year accidentally and completely destroyed by fire, and (3) if it (were accounted) to him as a benefice *without cure* [pro beneficio simplici], (4) so that there should be no incompatibility

between it and other dignities or parishes churches which he holds (5) [would] diligently devote himself to the rebuilding of the said church (6) as long as he lives and holds the said church it shall be and be deemed to be a benefice *without cure* [beneficium simplex et sine cura] (1460)" — *Letters*, XI, 587. ②"Dispensation to hold together with [the parish church of] Fegheleston (*sic*) one other benefice with cure (1412)" — *Letters*, VI, 317.

これはまた一方の異例である。令状の受給者リチャードは、ファグルストン聖堂区の司祭である(1)。彼の聖堂は、令状①の前年に火災で焼失した。新聖堂は未完成でいまだに聖別されておらず、墓所もまた正規の復元を終えていない(2)。従って彼にとってはこれを司牧聖職禄と見なしがたく(3)、これと他の聖職禄との間に“両立の不可能性”を認められない(4)。彼は聖堂の再建に専念したいと考えている(5)。

ここまでは彼の請願の要旨を述べたもので、教皇は彼の請願を受理し、この聖堂区司祭職を非司牧のものとして認定した。認定は彼が生存し、この聖堂の占有を続ける限りで有効である(6)。要するに令状①は、非司牧聖職禄へのいわば“降格”を期限つきで認めたことになろう。逆にいえばその降格認定まで、この司祭職は司牧聖職禄であった。ともあれこれは、非司牧聖職禄への降格を明記したものとして異例である。

令状②はほぼ40年前のもので、ファグルストンの聖堂区司祭職とともに他の司牧聖職禄の占有を特別に認可している。ファグルストンの司祭職については、司牧か非司牧かいずれとも明記していない。あえて明記しないのは、上記の通り司牧聖職禄としての聖堂区司祭職の通例に従ったものであろう。しかしアイルランドでは、これが通例になりえない。

[3] ①"..... the rectory of the parish church of Tempulruayn [Templeroan] in the diocese of Cork, *with cure* (1458)" — *Letters*, XII, 29. ②"..... the rectory [of the parish church of St Fergus, Inishkeen in the diocese of Clogher], *with cure* (1459)" — *Ibid.*, p. 30. ③"..... the said rectory [of the parish church of Killulagh in the diocese of Meath], *with cure* (1459)" — *Ibid.*,

pp. 35f. ④“..... the rectory [of the parish church of Ballinrobe in the diocese of Tuam], *with cure* (1459)” — *Ibid.*, pp. 46f.

いずれもアイルランドの事例であり、しかも『教皇令状簿』第12巻の最初の100頁だけから抽出したものである。この4件のすべてについて、司牧聖職禄であることが明記されている。わずか100頁で4件というのは、イングランドとの対比においてきわめて高率である。何故か。

[4] ①“..... the rectory *without cure* of the parish church in ecclesiastical fee of Drumlyll [Drumcliff] in the diocese of Killaloe (1458)” — *Letters*, XII, 22f. Cf. also pp. 16f., 167, 202f., 471, 671. ②“..... the rectory in rural fee of Iflandeacd [Rockforest] *without cure* in the diocese of Killaloe (1460)” — *Ibid.*, pp. 93f. Cf. also pp. 82f., 167.

この2件の聖堂区司祭職は、いずれも非司牧であるという。再三にわたってそのように書かれているので、誤植とはおもわれぬ。しかもこの2件は、同じ第12巻のやはり最初の100頁から抽出したものである。この2件に限らず、アイルランドでは聖堂区司祭職でありながら非司牧と書かれているものが少なくない。上記の通り司牧と明記される事例が多いのは、まさに非司牧の事例が多いからであろう。逆にイングランドと同様に圧倒的多数が司牧聖職禄であれば、あえてそれを明記するまでもない。

聖堂区関係の聖職禄としては、ほかに上記の通り司祭の代行者職がある。

[5] ①“To John Aylmer, rector of Sewenok [Sevenoaks] in the diocese of Canterbury who holds the said church and the free chapel of St John Baptist in Sewenok and has a *perpetual vicar* who exercises the *cure of souls* in the said parish church (1456)” — *Letters*, XI, 52. ②“To Angus de Insulis, rector of the parish church of Kilcolmkill in Morvern in the diocese of Argyll [Scotland] he had the above church; and obtained the rectory of the parish church of Kilchoman [in the said diocese] the *cure of souls* of the said rectories is exercised by *perpetual vicars* between whom and Andrew Dunnowyn, archdeacon of Sodor, a suit is pending about the archdeaconry (1456)” — *Ibid.*, pp. 109f.

令状①のジョンはセヴンオウクスの聖堂区司祭としてその聖堂を占有しているが、彼はその聖堂に“恒常的ウィカーリウス”を配置して司牧を担当させている。令状②のアンガスは2件の聖堂区司祭職を兼任し、やはりそれぞれに“恒常的ウィカーリウス”を配置して司牧に当らせている。このように“恒常的ウィカーリウス”は、正規の司祭が恒常的に現地非常勤のばあいとその司牧を代行する。なおジョンは同じセヴンオウクスの自由礼拝所を占有し、アンガスはソウダの司教補佐職に関して係争中であった。現地非常勤は、他の聖職禄を占有しているからか。

『教皇令状簿』における司祭代行者は、大半が“恒常的”という形容詞を帯びている。何故か。正規の司祭が恒常的に現地非常勤あるいは現地不在であることによるものであろう。司祭が現地常勤のばあいには代行者を必要とせず、代行者の存在は逆に司祭本人の非常勤・不在を推定させる。

[6] ①“..... *perpetual vicar* of Blanforde [Blandford] Forum, in the diocese of Salisbury the said vicarage, with cure (1463)” — *Letters*, XI, 645. ②“To Robert Bambarch, *perpetual vicar* of Westerynchtan [Torrington West] in the diocese of Lincoln proposes to resign the said vicarage in order that he, who is getting old, may in future be relieved from the exercise of *cure of souls* (1467)” — *Letters*, IX, 563. ③“..... the *perpetual vicarages* of the parish churches of Epaldyng [Spalding] and of Bescon [Weston] in the said diocese [Lincoln] the prior and convent [of Spalding] might take possession of the said vicarages and cause the *cure of souls* to be exercised by monks of the priory or by hired secular priests (1462)” — *Letters*, XI, 466f.

イングランドに関しては、3件の事例を引用しておこう。令状①では、恒常的司祭代行者職それ自体が司牧聖職禄であるという。また②のロバートは、恒常的代行者職に関して辞任を申請している。高齢によって、司牧義務から解放されたいということである。いずれにせよ恒常的代行者職とは、まさに司牧義務のために置かれるものであろう。

令状③においては、スポールディングおよびウェストンの両聖堂区の恒常的代行者職がスポールディング修道参事会の法人資産に編入されることに

なっている。代行者職の資産編入とは代行者職に固有の聖職禄の編入であり、その聖職禄からの収益を編入するということであろう。しかもその編入に当っては、司牧を同参事会の修道士に担当させるか、あるいは在俗の司祭資格者を雇用して彼に委嘱するかの選択が示唆されている。

この修道士や雇用司祭は司牧義務の代行者ではあるが、代行者職という聖職禄の占有者ではない。何故か。代行者職の編入とは上記の通りその代行者職という聖職禄の編入であり、参事会はその聖職禄の占有者になった。いかえるとその占有者は、かつての代行者“個人”から参事会すなわち“法人”にかわっている。

参事会はまたこれら2件の司牧聖職禄を占有した結果として、その司牧義務の責任主体になった。修道士を派遣するのは、法人としてその責任を遂行するためである。在俗司祭の雇用も同様である。修道士の生計は、法人の共有資産の中で保障される。在俗司祭はまさに“雇用”されるのであって、費用はやはり法人の負担になろう²⁾。

2) 修道参事会による在俗聖職禄の“法人占有”については、拙稿「史料所見 修道会聖職者の在俗聖職禄占有——1198年から1471年まで」(北海道大学『文学部紀要』通巻第82号, 1994年)の第3節で例示し検証している。

[7] ①“..... the *perpetual vicarage* of Largow [Largo] in the diocese of St Andrew [Scotland] with cure of souls (1451)” — *Letters*, X, 547. ②“..... the *perpetual vicarage* of Kilpatri[c]k in the diocese of Glasgow [Scotland] the said vicarage with cure (1456)” — *Letters*, XI, 46. ③“..... the *perpetual vicarage with cure* of Garry in the diocese of Limerick [Ireland] (1450)” — *Letters*, X, 458. ④“..... the *perpetual vicarage* of Lyslaygh [Lislee] in the diocese of Ross [Ireland], with cure (1459)” — *Letters*, XI, 391f.

スコットランドおよびアイルランドについて、それぞれ2件だけを例示した。恒常的司祭代行者職が司牧聖職禄として明記される事例は、とりわけアイルランドにおいて多い。何故か。アイルランドでは、上記の通りレークト

ル職それ自体が非司牧であることが少なくないからであろう。

[8] ①“..... the *perpetual vicarage* of Seckworth [Seacourt] in the diocese of Salisbury the said vicarage was *without cure* on the ground that the church itself of Seckworth was collapsed, that the houses and inhabitations in the parish were uninhabited and exposed to ruin, with the exception of two only the said church had no parishioners should be deemed to be and should be *without cure* (1439)” — *Letters*, IX, 60f. ②“..... John Cranborne, rector of Vinterborn [Winterbourne] Earls in the diocese of Salisbury still holds [the church of] Compton in the diocese of Winchester holds a canonry and the prebend in Salisbury, the *vicarage* of Sekeworth *without cure*, and the free chapel of Est[c]ot [Eastcotts in the diocese of Lincoln] (1450)” — *Letters*, X, 82.

これは恒常的司祭代行者職が非司牧と明記されている点で、まさに異例に属する。しかも理由は、聖堂それ自体の衰微にある。聖堂区内の住居がわずか2戸を残して廃屋になっており、この2戸のほかには聖堂区住民をもたない。要するにすでに司牧聖職禄としての実質を失っているということで、非司牧聖職禄への降格が認められた。この事例はまさにその降格という点において、前出の引用[2]と共通している。

令状②は、①からほぼ10年後の記録である。ジョンはこれに書かれているだけで5件の聖職禄を占有し、そのうちの1件が問題の非司牧の代行者職である。非司牧のまま10年以上が経過している。

この事例においても、仮に聖堂区住民の極端な減少がなければ、代行者職は司牧聖職禄であり続けたであろう。では司祭の代行者職が司牧聖職禄であるというのは、どのようなことか。それは正規の司祭職が司牧聖職禄であり、代行者職は司祭の司牧を代行するという点において司牧聖職禄であるとするべきか。あるいは代行者職それ自体が司祭職から独立して司牧聖職禄であるということか。『教皇令状簿』からはそのいずれとも断定しえないが、当面の推定としては司祭職が司牧聖職禄であることの帰結であろう³⁾。

3) ①“..... the *rectory*, value not exceeding 32 marks, of the parish church of Athnaryg [Athenry in the diocese of Tuam, Ireland] the cure of which is exercised by a *perpetual vicar* (1411)” — *Letters*, VI, 268f. ②“..... the *perpetual vicarage* value not exceeding 20 marks, of St Mary’s, Arthnarig [Athenry] (1413)” — *Ibid.*, pp. 424f. この事例では司祭職の年収額が32マーク未満であるのに対して、代行者職はほぼ3分の2になっている。司祭職と代行者職とは、明らかに別個の聖職禄である。しかし司牧・非司牧に関しては、後者が前者に連動するといえないか。

ほかに若干の令状を追加しておこう。

[9] “(1) [To Master Bernard Sistre, archdeacon of Canterbury, papal nuncio.] (2) Mandate to obtain information touching the annual fruits of all void benefices, dignities, parsonages [personatus], and offices, *with or without cure of souls*, in England, Scotland, Ireland, and Wales, which by John XXII were reserved to the apostolic see for the papal ‘camera,’ and to compel the payment of the same. (3) The information is to be sent to the pope (1341)” — *Letters*, II, 590.

令状の受給者バーナードは、教皇使節である(1)。命令事項はまず“空席の聖職禄すべてについて年収額に関する情報の把握”であり、その聖職禄とは前出のD・P・Oの別を問わず、また司牧聖職禄か非司牧聖職禄かの別も問わない。司牧は司牧として、また非司牧は非司牧として、それぞれすべての情報が期待された。情報把握の範囲は、大ブリテン島全域とアイルランドとの双方にわたっている。

この令状において“空席の聖職禄”とは、教皇ヨハネス22世によって“使徒座へ留保され”たものである。要するに“教皇留保”の聖職禄がそれであり、空席の期間には年収が教皇財務府へ帰属する。また同使節は、この情報把握とあわせて“上記年収額の支払の強制”を指令された(2)。さらに第(3)項では、調査結果の報告が命令された。

このような情報は、教皇側にとってどのような意味をもつか。

[10] ①“To Roger Holm. Reservation of a benefice, value 30

marks with cure of souls, or 20 without, in the gift of the abbot and convent of Ramsey (1347)" — *Letters*, III, 245. ②“To Roger Holm. Provision of the church of Undele [Oundle], in the diocese of Lincoln, void by the resignation of James Beauford notwithstanding that he expects a benefice in the gift of the abbot and convent of Ramsey. He is to resign the expectation (1349)" — *Ibid.*, p. 317.

ロジャは令状①で聖職禄を予約された。まさに空席待ちである。年収額は司牧聖職禄であれば30マーク、非司牧であれば20マークである。そのいずれになるかは、将来における空席の発生状況による。しかもそれは、ラムジ修道院長および同参事会からの“贈与”によるという。要するに教皇は同修道院長からロジャにそれを贈与させるのであって、このような命令は“教皇留保”の聖職禄において可能である。教皇が留保しているのは、端的にいえば空席時における後任者の人事権である。なお“reservatio: reservation”は教皇による“留保”を意味する一方で、①のように教皇による“予約”にも用いられる。

ロジャは、令状②によって教皇からアウンドル聖堂区の司祭に直任された。この司祭職は、前任者ジェームズの辞任によって空席になった。この直任もまた“教皇留保”によるものであろう。ロジャはこの司祭職と引き換えに、ラムジ修道院からの贈与に関しては辞退することになった。『教皇令状簿』で見ると、ほかにも大半の予約は代替の聖職禄で充足されている。空席待ちの期間を短縮するには、賢明な便法というべきか⁴⁾。

3) “To Master Laurence de Northburgh. Reservation of a benefice, value 40 marks with cure of souls, or 30 without, in the gift of the abbot and convent of Peterborough (1343)” — *Letters*, III, 123. / “To Laurence de Northburgh Provision of the canonry and prebend of St Chad’s, Shrewsbury, void notwithstanding that he expects a benefice, value 40 marks, in the gift of the abbot and convent of Peterborough (1344)” — *Ibid.*, p. 149. 同様の事例を1件だけ追加した。このような予約・直任の令状は、おびただしい数にのぼる。

予約や直任の令状は、大半がその受益者本人かあるいは彼のパトロン権者からの請願に基づいて発給される。また『教皇令状簿』では、このような予約・直任の令状が莫大な件数にのぼっている。請願を審査して可否を判断するには、現地に関する正確で豊富な情報が必要であろう。引用〔9〕は情報把握と報告との命令であった。その命令では、聖職禄の年収額とともに司牧・非司牧の種別も問われていた。

司牧・非司牧の種別は、年収額とも緊密な関係がある。ロジャのばあいには、司牧聖職禄であれば30マーク、非司牧であれば20マークであった。差額の10マークは、司牧の費用を考慮したものか。

× × × × ×

本節では前半で、1470年の教皇令状にあらためて注目した。すでに第1節では同じ令状の“前文”を扱っており、本節ではその“主文”の文言を検討した。後半ではその主文の第(6)項との関連で、聖堂区関係の司牧聖職禄を例示して検討した。

〈要約〉

○ 第1点 令状の最後の第(6)項は、3件の聖職禄のうちで聖堂区関係の聖職禄の件数に関するいわば上限の規定であった。聖堂区関係の聖職禄とは、司祭職とその代行者職とである。ジョンのばあいは上限が2件と規定され、第3聖職禄はその他の聖職禄すなわち聖堂区とは無関係の聖職禄でなくてはならないという。この上限規定は基本的にジョン個人に対するものであって、必ずしも一般原則ではない。しかしここでは、上限規定が聖堂区関係の聖職禄を対象としていることを再確認しておこう。

○ 第2点 本節の後段では、聖堂区関係の聖職禄を例示して検討した。問題は司牧か非司牧かの区別であり、令状におけるその文言である。まず“レークトル”職すなわち聖堂区司祭職については、司牧聖職禄であることを明記する事例がアイルランドではまだしも多い。一方に非司牧の“レークトル”職が少なからず存在するからであろう。しかしイングランドやス

コットランドに関しては、その明記の事例が極端に少ない。あえて明記するまでもなく司牧聖職禄であるからか。

○ 第3点 また“ウィカーリウス”すなわち聖堂区の司祭代行者についても、その役職が司牧か非司牧かの区別を文言にそくして検討した。司祭職の代行とは、司祭の司牧義務の代行にほかならない。代行者職は、司牧聖職禄と明記されることもある。しかしそれが明記されなくとも、大半は司牧聖職禄であろう。それは司祭職が本来的に司牧聖職禄であるからではないか。

○ 第4点 上記の第1点では、聖堂区関係の聖職禄に関してのみ兼任件数の上限規定を再確認した。聖堂区関係の聖職禄とはレークトル職とウィカーリウス職とであり、これらは大半が司牧聖職禄と推定された。聖堂区関係の聖職禄に関して上限が規定されたということは、それが司牧聖職禄であるからではないか。司牧聖職禄の兼任抑制とは、本来の主旨からすれば、複数兼任による司牧義務の空洞化を抑制するためであろう。

○ 第5点 引用[6]の令状③においては、2件の聖堂区の恒常的代行者職がスポールディング修道参事会の法人資産に編入されることになった。その編入に当っては、司牧を同参事会の修道士に担当させるか、あるいは在俗の司祭資格者を雇用して彼に委嘱するかの選択が示唆された。参事会はこれら2件の司牧聖職禄を占有した結果として、その司牧義務の責任主体になった。修道士の派遣も司祭資格者の雇用も、その責任を遂行するためである。司牧聖職禄は法人占有に変わっても、引き続き司牧義務が残るということであろう。

○ 第6点 最後に引用[9]では、教皇が聖職禄の年収額とともに司牧・非司牧の種別に関して現地の教皇使節に報告を指示していた。しかもその種別は、年収額とも緊密な関係にあることを指摘した。

第4節 “マーヨル” と “グリーンキパーリス”

—— 参事会関係の司牧聖職禄 ——

前節では1470年のある教皇令状との関連で、司牧聖職禄なるものの事例を検証した。聖堂区関係の聖職禄として、聖堂区司祭職とその恒常的代行者職とがそれである。しかし司牧聖職禄は聖堂区関係だけに留まらず、ほかにも広範に見られる。

本節では、なるほど聖堂区関係以外の司牧聖職禄にも言及される。しかし本節の主要な課題は表題に記載の通り形容詞“マーヨル”と“グリーンキパーリス”とであり、両者の意味を具体的な事例にそくして検討する。これらの形容詞はすでに第1節の教皇令状前文で書かれており、いずれもいわゆる定型文言“D・P・A・O”のDすなわち“ディーグニタース”の形容詞であった。

あらためて第1節の教皇令状における第(5)項に注目しよう。

(5) et dignitas ipsa in cathedralli etiam metropolitana post pontificalem maior / aut in collegiata ecclesia huiusmodi principalis similiter foret,

ここでは、前半・後半で端的に言えば次の文言が対比されている。

〈前半〉 司教座聖堂における dignitas maior

〈後半〉 在俗参事会聖堂における dignitas principalis

原文では前半で“司教座聖堂あるいは首都大司教座聖堂”と書かれているが、説明の繁雑さをさけるために単に司教座聖堂とだけ考えておこう。また前半には“post pontificalem (dignitatem): after the pontifical (dignity)”という付記がある。そのDが“司教のDに次ぐ”ものという意味であろう。司教座で司教に次ぐものといえば、参事会長がそれである。

要するに前半では、司教座の参事会長職がDとして“マーヨル”であるという。また後半では在俗参事会聖堂において、やはりDでありしかも“グリーンキパーリス”であるものに言及されている。これはすでに第(2)項で説明の通り、端的に言えば在俗参事会聖堂の参事会長職である。従って第

(5)項の意味は、第2の聖職禄に関して、それが司教座聖堂の参事会長職でもまた在俗参事会聖堂の参事会長職でもよいということであった。

ともあれ本節の課題は用語法であって、第(5)項の意味ではない。形容詞“マーヨル”および“ブリーンキパーリス”の用語法こそが問題である。これら2語は、いずれも何らかの組織の首長を連想させる点において共通している。第(5)項でいえば、前者は司教座聖堂の参事会長職を、また後者は在俗参事会聖堂の参事会長職を意味した。

では司教座の参事会長職を“ブリーンキパーリス”と呼ぶことが皆無であるか。また逆に在俗参事会聖堂の参事会長職を“マーヨル”と形容することがないか。結論を先取りするならば、少なくとも『教皇令状簿』においてはこれら2語の間に互換性が認められない。すなわち“マーヨル”は排他的に司教座に関して用いられ、また“ブリーンキパーリス”も排他的に在俗参事会聖堂に限定されていた。

具体的な事例によって検証しよう。

[1] ①“..... notwithstanding that he holds the *deanery* of Ross [Scotland], a *major* elective dignity with cure (1442)” — *Letters*, VIII, 314. ②“..... the *deanery* of Ross, a *major* elective dignity with cure (1436)” — *Ibid.*, pp. 610f. ③“..... *deanery* of Ross, a *principal* (*sic*) dignity with cure (1437)” — *Ibid.*, pp. 667f. ④“..... the *deanery* of Ross the said *deanery*, which is a *major* elective dignity with cure (1440)” — *Letters*, IX, 107f. Cf. also p. 145; X, 360, 363; XI, 289, 339, 375f.

いずれもスコットランド¹⁾のロス司教座の参事会長職に関する記録である。この参事会長職は、令状③を別とすればすべて“マーヨル”であるという。③は“ブリーンキパーリス”と書かれている点において、筆者が知る限り『教皇令状簿』における僅少の事例である。しかし③の“ブリーンキパーリス”には、原文の“ママ”と付記されている。この刊本史料集の編者による付記である。仮に“マーヨル”であれば、この“ママ”の付記は不要であった。

1) “..... *dean* of Ross [Ireland] the said *deanery*, a *major* dignity with cure (1447)” — *Letters*, X, 322f. Cf. also pp. 323, 369. アイルランドにも同名の司教座があり、これはその司教座参事会長職に関する令状である。この参事会長職もやはり“マーヨル”である。

[2] ①“..... the *deanery* of Brechin [Scotland], a *major* elective dignity with cure (1454)” — *Letters*, X, 256. ②“..... the *deanery* of Brechin, a *principal* (rectius *major*) elective dignity with cure (1454)” — *Ibid.*, p. 260. ③“..... Brechin the *deanery* of the said church, a *major* elective dignity with cure (1452)” — *Ibid.*, p. 588.

やはりスコットランドの事例であり、ブリーヒン司教座の参事会長職に関する令状である。令状①および③では“マーヨル”であって、通例にかなっている²⁾。しかし②の原文には最初に“ブリーンキパーリス”と書かれ、後に“マーヨル”と訂正された。()内の“正しくはマーヨル”という文言がそのことを示している。引用 [1] では原本が訂正されず編者が“ママ”と付記したのに対して、引用 [2] ではすでに原本の段階で訂正されている。要するに司教座の参事会長職には、形容詞“ブリーンキパーリス”がなじまないということであろう。

2) ①“..... in the recent petition of Thomas Ygobond [Ogobond], the fruits etc. of the *deanery* of the said church [of St Felimy, Kilmore, Ireland], a *non-major* dignity, are very slight the said church (at which the bishop of Kilmore resides and holds his see) the said *deanery*, without cure and non-elective (1446)” — *Letters*, IX, 558f. ②“..... *dean* of Kilmore the *deanery*, a *non-major* non-elective dignity without cure void by the death of Th. Ogobond (1460)” — *Letters*, XII, 67f. ③“..... *dean* of Kilmore the said *deanery*, a *non-major* dignity the said *deanery* has few or no fruits etc. (1465)” — *Ibid.*, pp. 451f. ④“..... the *deanery* of Dernok [Dornock, Scotland, cathedral church of the diocese of Caithness at] in the church of Caithness, a *non-major* non-elective dignity (1462)” — *Letters*, XI, 458f. ⑤“..... the *deanery* of Caithness, a *major* elective dignity with

cure.....(1462)”——*Ibid.*, p. 460. ⑥“..... *dean of Caithness* the said *deanery*, which is a *major* elective dignity with cure (1466)”——*Letters*, XII, 552. 令状①から③まではアイルランドのキルモア司教座に関するもので、その参事会長職は“非マーヨル”である。その点でこれは、筆者が知る限り『教皇令状簿』における唯一の事例である。①および③は、この参事会長職が収益において貧困であるという。“マーヨル”と認定されなかったのは、その貧困によるものか。令状④以下はスコットランドのケイスネス司教座に関するもので、この司教座の聖堂はドーノクにあった。④は“ドーノクの参事会長職”なるものについて“非マーヨル”であると述べているが、⑤および⑥は“ケイスネスの参事会長職”が“マーヨル”であるという。この両者の関係は、どのように説明すべきか。ケイスネス司教座には、正規の参事会長のほかに“ドーノクの参事会長”がいたということか。『教皇令状簿』では詳細が不明である。

[3] ①“To Edmund Wolfe, *dean* of St Mary’s, Astley, in the diocese of Lichfield The value of the *deanery*, which is a *major* elective dignity with cure (1397)”——*Letters*, V, 73. ②“*To John Burgeys, dean* of [St Andrew’s,] Au[c]kland in the diocese of Durham the above *deanery*, a *principal* dignity (1403)”——*Ibid.*, p. 538.

これらも参事会長職に関する事例であるが、アストリ聖母マリア聖堂もオークランド聖アンドレアス聖堂も在俗参事会聖堂であって司教座聖堂ではない。在俗参事会聖堂の参事会長職については、令状②のように“グリーンキパーリス”が通例である。①もまた在俗参事会聖堂の事例であるが、参事会長職は“マーヨル”であるという。その点では、筆者が知る限り『教皇令状簿』における唯一の事例である。これもまた、原文の“ママ”であろうか。あるいは原文における“グリーンキパーリス”に対して、単純な誤植であろうか。

[4] ①“..... the *archdeaconry* of Dromore [Ireland], which is a *non-principal*, non-elective dignity with cure (1414)”——*Letters*, VI, 476. ②“..... the *archdeaconry* of Cork [Ireland], a *non-major*, non-elective dignity with cure (1414)”——*Ibid.*, loc. cit.

これらは、いずれも司教補佐職に関する事例である。司教補佐職に関しては令状②のように“非マーヨル”が大半であり、ほかに少数ながら“マーヨ

ル”の事例もある³⁾。いいかえると司教補佐職で問われるのは、上記の司教座参事会長職と同様に“マーヨル”かあるいは“非マーヨル”かである。司教補佐職もまた司教座所属であることによるものであろう。①の“非プリンキパーリス”という文言は、筆者が知る限り『教皇令状簿』における唯一の事例である。これもまた原文の“ママ”であろうか、あるいは単純な誤植であろうか。

3) ①“..... archdeacon of Canterbury the archdeaconry, which is a *non-major* dignity with cure (1413)” — *Letters*, VI, 437. Cf. also VII, 16.
 ②“..... the archdeaconry of Canterbury, a *major* dignity (1442)” — *Letters*, IX, 166. Cf. also XI, 471. カンタベリ司教補佐職に関して合計4通の令状があり、①の2通では“非マーヨル”であるが②の2通では“マーヨル”であるという。以下に同様の事例を列挙しよう。

ARCHDEACONRY	Major Dignity	Non-Major Dignity
[England]		
Canterbury	IX-166; XI-471	VI-437; VII-16
Durham	VII-132	VII-80; VIII-340, 343, 594
Rochester	XII-213	VII-142, 281, 286; VIII-147
Salisbury	VIII-244	VII-205, 252, 274; VIII-139f; IX-84f
Salop	XI-100	IX-58
[Scotland]		
Orkney	VII-148f; IX-500; X-194f, 199f	
[Ireland]		
Clogher	X-588f, 695	IX-362f
Connor	IV-475; VII-91; VIII-151, 176; IX-529; X-631	
Kilfenora	VI-36f, 39	VIII-548f; IX-173f, 328
Kilmore	IX-531	
Meath	X-379	IX-560f
[The Isles]		
Sodor	IX-152; XI-39f	XI-482

これらは、司教補佐職に関して“マーヨル”と書かれているもののすべてである。左の欄がそれであり、出典を『教皇令状簿』の巻・頁で示した。しかし上記のカンタベリを始めとして、同じ司教補佐職が“非マーヨル”と書かれることもある。右の欄の巻・頁がそれである。もっぱら“マーヨル”であるというのは、オークニ・コナ・キルモアの3例に過ぎない。しかもキルモアについては情報が1件だけに留まり、誤植の可能性をも考慮するならば即断が危険である。イングランドの司教補佐職は、総数51件である。しかし上記5件以外の46件に関しては“マーヨル”という情報が検出されず、大半は“非マーヨル”である。

[5] ①“To William Roche, *precentor* of Waterford [Ireland] his *precentorship*, which is a dignity with cure, *not-principal* (1394)” — *Letters*, IV, 470. ②“..... the *precentorship* of Waterford, a *non-major* non-elective dignity with cure (1432)” — *Letters*, VIII, 452.

令状①および②は、いずれもウォータフアド司教座聖堂の聖歌隊主管職に関する令状である。同じ司教座のしかも同じ聖歌隊主管職が①では“非グリーンキパーリス”であるのに対して、②では“非マーヨル”と書かれている。司教座所属の役職に関して問われるのは上記の通り“マーヨル”か“非マーヨル”かの区別であり、前者の“非グリーンキパーリス”は、筆者が知る限り『教皇令状簿』における唯一の事例である⁴⁾。これもまた、原文の“ママ”であろうか。あるいは単純な誤植であろうか。

4) ①“..... the *precentorship* of Wells which has cure and is *not* a *major* dignity (1391)” — *Letters*, IV, 427. / “..... the *precentorship*, which is a *non-major* dignity with cure (1411)” — *Letters*, VI, 300. Cf. also p. 463; VIII, 150, 196. ②“..... the *precentorship* of Aberdeen [Scotland], a *major* dignity with cure (1457)” — *Letters*, XI, 338. ③“..... *precentor* of Killala [Ireland] the said *precentorship*, which is a *simple* office without cure (1400)” — *Letters*, V, 273. ④“..... the *precentorship*, a *compatible* dignity *without* cure, in [the collegiate church of] Abergwyly [Wales] (1431)” — *Letters*, VIII, 327. この令状①もまた司教座の聖歌隊主管職の事例であり、やはり“非マーヨル”である。②は“マーヨル”である点において、聖歌隊主管職としては『教皇令状簿』における唯一の事例である。また③に関しては、斜体字の文言に注

目されたい。ここで“単純な”オフィキウムとは何か。その意味については別稿で触れることとして、ここではそのような事例があることを指摘するだけに留めよう。④のアバグウィリの聖堂とは在俗参事会聖堂であって、司教座ではない。在俗参事会聖堂では、通例として“グリーンキパーリス”か“非グリーンキパーリス”かの区別が問われる。しかしここでは、参事会長職が“両立可能”つまり兼任可能であり“非司牧”であることしか述べられていない。

[6] ①“..... the *provostship* in the collegiate church of St Edmund [Salisbury], which is a *major* dignity therein and has cure (1422)” — *Letters*, VII, 224. / “..... the *provostship* *alias* the *mastership* or *wardenship* of the collegiate church of St Edmund, Salisbury (1466)” — *Letters*, XII, 254. ②“..... the *provostship*, which is a *principal* dignity with cure, of [the collegiate church of] St John's, Beverley [York] (1389)” — *Letters*, IV, 343. ③“..... to be erected into a collegiate church of St Giles, Edinburgh [Scotland], which *provostship* after such erection will be a *principal* dignity with cure (1422)” — *Letters*, VII, 247f. ④“..... the *provostship* of the [cathedral] church of Elphin [Ireland], a *non-major* dignity with cure (1460)” — *Letters*, XII, 98. ⑤“..... *dean* of Elphin the *deanery*, a *major* elective dignity with cure (1465)” — *Ibid.*, pp. 394f.

いずれも“*praepositus: provost*”すなわち語義からすれば“首席者”に関する事例である。在俗参事会聖堂の参事会長は、引用[3]のように一般には“*decanus: dean*”と呼ばれる。しかし聖堂よってはそれを“プラエポシトゥス”と呼ぶところがあり、令状①のソールズベリ聖エドマンド在俗参事会聖堂でも、またベヴァリ聖ヨハネ在俗参事会聖堂においてもプラエポシトゥスが参事会を主宰する。問題は①の“マーヨル”であって、正確には“グリーンキパーリス”であろう。③はスコットランドの事例であり、この新設の在俗参事会聖堂においても参事会長職はやはり“グリーンキパーリス”である。

しかしアイルランドでは、慣習が異なっていたものとおもわれる。『教皇令状簿』で見る限りアイルランドのプラエポシトゥス職は、令状④のように

大半が司教座所属でありしかも大半が“非マーヨル”である⁵⁾。⑤は同じエルフィン司教座に関する令状であり、参事会長職は“マーヨル”である。要するにアイルランドの司教座にはデカーヌスとプラエポシトゥスとが併存し、前者は“マーヨル” 後者は“非マーヨル” が通例であった⁶⁾。

5) ①“..... erected the parish church of Yohull [Youghal] in the diocese of Cloyne [Ireland] into a college or collegiate church, and instituted therein an office called a *wardenship* for a priest to be head and warden [custos] of such college or collegiate church, and to be elected by the said college (1468)” — *Letters*, XII, 624. / “..... the *dean* of Youghal, in the diocese of Cloyne (1469)” — *Ibid.*, pp. 657f. ②“..... *prior* of the secular and collegiate church of St Senan, Inyskathaygh [Scattery Island], in the diocese of Killybegs [Ireland] the said *priorship*, which has cure and is a *principal* dignity (1411)” — *Letters*, VI, 313. Cf. also VII, 163. ③“..... the *priorship*, a *principal* dignity with cure, of the secular and collegiate church of St Lassrianus de Damynys [Laserianus de Devenish, in the diocese of Clogher, Ireland] (1427)” — *Letters*, VII, 497. Cf. also VIII, 67; X, 518. ④“..... the secular priories of Grèzes and Decanatis without cure in the diocese of Carcassonne [France] (1460)” — *Letters*, XI, 405.

アイルランドのプラエポシトゥスが司教座所属であるとするれば、在俗参事会聖堂の参事会長はどのように呼ばれるか。『教皇令状簿』からは、詳細不明である。しかし令状①では“クーストース”ともまた“デカーヌス”とも両様に書かれており、その点ではイングランドにも類例が少なくない。ほかに②および③では“プリオル”という称号が検出された。“プリオル”とは、イングランドかアイルランドかの別を問わず一般に修道参事会長を意味する。在俗参事会聖堂の参事会長が“プリオル”と呼ばれる事例は、寡聞にして知らない。④からすれば、フランスにその類例があるというべきか。

6) ①“..... the *deanery* of Wells, a major elective dignity with cure (1413)” — *Letters*, VI, 433f. Cf. also VIII, 273f, 311f; X, 43f; XI, 184. ②“..... the *subdeanery* of Wells, which is an office with cure (1411)” — *Letters*, VI, 292. ③“..... the sinecure *provostship* of Wells (1333)” — *Letters*, II, 387. Cf. also IX, 7. いずれもイングランドのウェルズ司教座に関する令状であり、この司教座にはデカーヌス・サブデカーヌスのほかにプラエポシトゥスが在籍した。イングランドでは、司教座であってしかもプラエポシトゥスが在籍するのは、ウェルズだけである。では、ここでのプラエポシトゥスとはどのような地位か。『教皇令状簿』では詳細

が不明である。

[7] ①“..... the *priorship* of Durham, a *major* dignity (1461)” — *Letters*, XI, 425f. ②“..... *prior* of St Andrews [Scotland], O.S.A. [Ordo Sancti Augustini] the *priory*, a *major* elective dignity, with cure (1418)” — *Letters*, VII, 63. Cf. also p.69; IX, 350f, 354, 455f; XII, 318. ③“..... *prior* of the Premonstratensian church of Whiteherne [Whithorn, Scotland] the said *priory*, a *major* elective dignity with cure (1466)” — *Letters*, XII, 247. ④“..... the [Benedictine] *priory* of Down [Ireland] which is an elective *major* dignity with cure (1395)” — *Letters*, IV, 521f. Cf. also VII, 143f. ⑤“..... the [Augustinian] *priory* of Dublin [Ireland], a *major* dignity with cure (1397)” — *Letters*, V, 76. Cf. also VI, 203.

これらは、いずれも司教座の“プリオル職”すなわち司教座の修道参事会長職に関する令状である。それぞれの修道参事会長職は、やはり司教座の在俗参事会長職と同様にすべて“マーヨル”であるという。令状①のダラムおよび④のダウンの両司教座はベネディクト修道会の系列にあり、②および⑤はアウグスティヌス修道会所属である⁷⁾。③のウィトホーンは、プレモントレ修道会系列であった。

7) ①“Appointment of John de Derlington, a Friar Preacher, to the archbishopric of Dublin. On the death of Fulk, late archbishop, the [Augustinian] *prior and convent* of Holy Trinity [Dublin] elected Fremund called Lebrun, papal chaplain, and the *dean and chapter* of St Patrick's elected Master Williliam de Corneria, papal chaplain (1279)” — *Letters*, I, 457. ダブリン大司教座に関する令状である。斜体字の文言は、それぞれ修道参事会および在俗参事会を意味する。ダブリン大司教座には、その双方が設置されていた。

ついでながらここでプリオル職に関して、ほかの形容詞“クラウストラリス”と“コンウェントゥアーリス”とに触れておこう。いずれも日本語では“修道院の”ということになろうが、用例から見ると相互排他的であって

互換性がない。

[8] ①“..... Robert Bartone, monk of Westminster, who before the abbot, *claustral* [\leftarrow *claustralis*] prior, and other of the monks was accused (1395)” — *Letters*, IV, 523. ②“..... John de Bolden, *claustral* prior of St Mary’s, Jeddwartht [Jedburg], O.S.A., in the diocese of Glasgow [Scotland] (1427)” — *Letters*, VII, 370. Cf. also p. 458. ③“..... Robert Barberii, a monk of the Cluniac monastery of Paisley in the diocese of Glasgow, the *claustral* priorship thereof (1444)” — *Letters*, IX, 454. ④“..... the Benedictine monastery of St Augustine without the walls of Canterbury the *priorship*, which is *claustral* (1448)” — *Letters*, X, 416. ⑤“..... Richard Oldon, abbot of the Benedictine monastery of St Werbrugh, Chester, in the diocese of Coventry and Lichfield then *claustral* prior (1455)” — *Letters*, XI, 35f. ⑥“..... William Albon, monk and *claustral* prior of the exempt monastery of St Albans (1456)” — *Ibid.*, pp. 88f.

これらもすべて“プリオル職”に関する令状であるが、斜体字の形容詞は“クラウストラリス”である。

[9] ①“..... John, Cluniac prior of Bermondsey [Bermondsey] in the diocese of Winchester his priory, which has cure of souls and is *conventual* [\leftarrow *conventualis*] (1397)” — *Letters*, V, 77. ②“..... the Benedictine priory of Montacute in the diocese of Bath and Wells, *conventual*, with cure and elective, dependent of the monastery of Cluny (1452)” — *Letters*, X, 124f. ③“..... his priory of Holy Trinity Moteffont [Mottisfont], of the order of St Augustine, in the diocese of Winchester, which is *conventual* and has cure (1457)” — *Letters*, XI, 57. ④“In an abbey, the officer next under the abbot, appointed by him to exercise certain authority, maintain discipline, and preside over the monastery in his absence (*prior claustral*); in a smaller or daughter monastery the resident superior (*prior conventual*)” — *O.E.D.*, sub PRIOR.

例示は3件だけに留めたが、やはり“プリオル職”に関する令状でありまた斜体字の形容詞は“コンヴェントゥアリス”である。最後の④は辞書からの引用であり、これら2種類の“プリオル職”について一応の解説がなさ

れているも。

これを端的に言えば、両者の相違はその修道院において首長が“*abbas: abbot*”であるか否か、いいかえるとそれが“*abbatia: abbey*”であるか否かにある。すなわちアバースを首長としてプリオルが次席であれば、彼は形容詞“*クラウストラリス*”を帯びることになる。逆に“*prioratus: priory*”においてはプリオル自身が首長であり、彼の形容詞は“*コンウェントゥアーリス*”になる。④では“比較的小規模の修道院あるいは娘修道院”と書かれているが、これは必ずしも正確ではない。

令状④のモンタキェットのプリオラトゥスは、ベネディクト会系であるがクリュニ修道院に従属し、なるほどその娘修道院である。しかし独立のプリオラトゥスが“*コンウェントゥアーリス*”であることも事例として少なくない⁸⁾。

8) ①“..... Augustinian prior of St Bartholomew's, in Smethefeld [Smithfield] without the walls of London the priory, which has cure, is *conventual* and is *independent* (1412)” — *Letters*, VI, 392f. ②“..... prior of the Augustinian priory of Inchcolm in the diocese of Dunblane [Scotland] the said priory *conventual* and elective *depends on no monastery or other regular place* (1445)” — *Letters*, IX, 526. ③“..... the *independent* priory of St Mary's, Lowth [Louth], of the same order [Augustinian], in the diocese of Armagh, a dignity with cure and *conventual* (1395)” — *Letters*, IV, 525f. ここに3件だけを例示した。これらに限らず、アウグスティーンズ修道会では独立修道院もプリオラトゥスと呼ばれコンウェントゥアーリスと書かれることが少なくない。

要するに“*プリオル職*”は、アバースの次席であれば“*クラウストラリス*”と形容され、プリオル自身が首長であるときは“*コンウェントゥアーリス*”であるという。しかし引用[7]で指摘の通り、プリオルが司教座の参事会長であるときは、在俗参事会長のばあいと同様に“*マーヨル*”か否かが問われた。逆にいえば引用[7]のようなばあいには、文面に司教座を示唆する文言がなくとも、形容詞“*マーヨル*”からだけでもそれが司教座の参事

会長職であることを推定させる。

ではこれらの形容詞による区分は、どのような意図によるものか。

[10] ①“..... the deanery of Ossory [Ireland], a *major* dignity with cure which became void and *reserved* to the pope, under his late *reservation* of all *major* dignities in cathedrals, void and to be void (1412)” — *Letters*, VI, 240. ②“..... *prior* of St Andrews [Scotland], O.S.A. the priory, a *major* elective dignity, with cure Peter de Luna, then called Benedict XIII [anti-pope], had *reserved* all *major* cathedral dignities (1418)” — *Letters*, VII, 63. ③“..... the said deanery [of Lichfield], a *major* elective dignity with cure notwithstanding general *reservation* of *major* dignities (1427)” — *Ibid.*, pp. 519f.

これらはいずれも“教皇留保”に言及している。教皇が留保するのは、前節の末尾で指摘の通り空席の聖職禄に対する後任者の人事権である。令状①はアイルランドの事例であり、司教座聖堂におけるすべての“ディーグニタース=マーヨル”に及んでいる。従ってこのばあいは、オサリ司教座の在俗参事会長職が留保された。

令状②はスコットランドの事例であり、対立教皇による留保である。聖アンドルーズ司教座の修道参事会長職が留保された。また③はイングランドの事例であり、イングランド関係では『教皇令状簿』における教皇留保の唯一の事例である。

[11] ①“..... the said priory [of St Mary the Virgin, Monaincha, in the diocese of Killaloe [Ireland], a *conventual* dignity *reserved* under the pope's general *reservation* at the beginning of his pontificate of all *conventual* priories (1413)” — *Letters*, VI, 389. ②“..... the *priory* of Coldyngame [Coldingham in the diocese of St Andrews, Scotland] *conventual*, with cure and elective under the pope's late *reservation* of all *conventual* priories in Scotland, void and to be void (1419)” — *Letters*, VII, 125f. ③“..... under the pope's late *reservation* of all *major* dignities in cathedral churches in Ireland (1420)” — *Ibid.*, p. 202.

令状①・②は、アイルランド・スコットランドの事例である。留保の対象

は“ディーグニタース=コンウェントゥアーリス”である。①によればその留保は、現教皇の就任当初に実施されたものである。②では留保の地域がスコットランドに限定され、スコットランドのすべてのプリオル職が留保された。③は“マーヨル”関係の留保であるが、このばあいは地域がアイルランドに限定されているという。これらはその点において地域限定的な留保であるが、同一類型の役職の“すべて”を対象とすることからすれば後述の包括的留保である。

[12] “..... the secular and collegiate church of St Lasarrianus de Damynis [Laserianus de Devenish] in the diocese of Clogher [Ireland] the priorship of the said church, a *principal* dignity with cure under the pope's late *reservation* of all *principal* dignities in collegiate churches (1451)” — *Letters*, X, 518.

対象は在俗参事会聖堂の“ディーグニタース=ブリーンキパーリス”であり、その対象の点では筆者が知る限り『教皇令状簿』における唯一の事例である。また“プリオル”とは一般に修道参事会長であるが、アイルランドではこの事例のように在俗参事会聖堂の参事会長を意味することもある。いずれにせよ教皇留保は、在俗参事会聖堂にまで及んだことが知られる。

イングランドでは、上記の通り検出件数が“マーヨル”の1件だけに留まった。それは何を意味するか。また“ブリーンキパーリス”関係では、アイルランドのやはり1件だけに留まった。何故か。『教皇令状簿』だけからは、その疑問が解けない。

教皇留保には“special reservation”と“general reservation”とがあり、上記一連の事例はすべて後者すなわち包括的留保である。“マーヨル”“コンウェントゥアーリス”“ブリーンキパーリス”は、いずれも包括的留保に当って対象を限定するために用いられたといえよう。“マーヨル”を留保の対象とすれば、逆に“非マーヨル”が対象から除外される。

引用[4]・[5]ではそれぞれ司教補佐職・聖歌隊主管職について、それらの大半が“非マーヨル”であることを指摘した。“ミノル”でないのは何故か。“非マーヨル”という文言は、おそらく“マーヨル”に対する教皇留

保を想定してその対象外であることを言明したものであろう。

ここで前節と本節との関連の一端に触れておこう。前節では、司牧聖職禄なるものの事例を検証した。聖堂区関係の聖職禄として、聖堂区司祭職とその恒常的代行者職とがそれである。しかし本節の冒頭で指摘の通り、司牧聖職禄は聖堂区関係だけに留まらない。

本節では司教座における在俗参事会長職・司教補佐職・聖歌隊主管職のほかに、やはり司教座の修道参事会長職を検討した。また在俗参事会聖堂や修道参事会聖堂についても、それぞれの参事会長職について検証した。それぞれの検証の過程では司牧・非司牧の区別に言及しなかったが、注の一部を別として⁸⁾本文での引用はすべて司牧聖職禄であった。司牧聖職禄が聖堂区関係だけに留まらないというのは、これら一連の例示によって明らかであろう。また在俗聖職者だけに留まらず、修道会聖職者においても参事会長職は大半が司牧聖職禄であった。

8) 非司牧の事例は、注2)の①②、注4)の③④、注5)の④、注6)の③。

× × × × ×

本節の主要な課題は形容詞“マーヨル”と“ブリーンキパーリス”とであり、両者の意味を具体的な事例にそくして検討することであった。しかし後半では名詞“プリオル”の形容詞として、さらに“クラウストラース”と“コンウェントゥアーリス”との2語にも言及した。

〈要約〉

○ 第1点 形容詞“マーヨル”には若干のまぎらわしい用例もあるが、ほぼ排他的に司教座の“ディーグニタース”に関して用いられる。また“ディーグニタース=マーヨル”とは、大半が司教座の参事会長職であった。ほかにわずかながら司教補佐職を“マーヨル”とする事例もあった。

○ 第2点 司教座の参事会長職は単に在俗参事会長職だけに留まら

ず、修道参事会をもつ司教座では修道参事会長職でもありえた。つまり司教座では“プリオル職”に関しても、同様に“マーヨル”であるという。

○ 第3点 一方の形容詞“グリーンキパーリス”にも、若干のまぎらわしい用例がある。しかしこれも、ほぼ排他的に在俗参事会聖堂の参事会長職に関して用いられる。

○ 第4点 ある“プリオル”が“クラウストラリス”であるか、あるいは“コンウェントゥアーリス”であるかは、その“修道院”の首長が“アバース”であるか否かによる。プリオルがアバースの次席であれば“クラウストラリス”と形容され、プリオル自身が首長であるところでは“コンウェントゥアーリス”であるという。

○ 第5点 引用 [10] 以下では、いわゆる“教皇留保”に言及した。地域限定的な包括的留保である。“マーヨル”“コンウェントゥアーリス”“グリーンキパーリス”という形容詞は、いずれもこの包括的留保に当って留保対象の類型を限定している。すなわち包括的に“マーヨル”が対象であれば、逆に“非マーヨル”が対象から除外されることになる。では“マーヨル”か“非マーヨル”かの区分は、もっぱら教皇留保のためなされたものか。『教皇令状簿』だけでは即断しえないが、その可能性もあろう。

○ 第6点 また“マーヨル”か“非マーヨル”かは、司教座の聖職禄に関して問われた。“コンウェントゥアーリス”か“非コンウェントゥアーリス”かは、プリオルを首長とする修道参事会聖堂の問題である。“グリーンキパーリス”か“非グリーンキパーリス”かは、在俗参事会聖堂の聖職禄について問われた。要するにいずれの聖職禄も参事会という法人に帰属し、しかも大半が司牧聖職禄であった。前節では聖堂区関係の司牧聖職禄として、聖堂区司祭職とその代行者職とが扱われた。司牧聖職禄は、法人帰属の聖職禄にも見られた。

《おわりに》

本稿は表題に記載の通り“聖職禄”に関する覚書であり、さらに正確に言えば聖職禄の分類・整理に関する覚書である。では何故その分類・整理が必要か。理由は序説《はじめに》で述べているので、ここでは反復しない。各節の表題を反復しておこう。

第1節 ある教皇令状の記載（1470年）

第2節 教皇制定法 Exsecrabilis（1317年）

第3節 ある教皇令状の記載（1470年）：その2 —— 聖堂区関係の司牧聖職禄

第4節 “マーヨル”と“プリーンキパーリス” —— 参事会関係の司牧聖職禄

聖職禄に関してどの術語がどの節で扱われたか。その点についても各節の末尾において個条書きで〈要約〉しているので、ここでは反復しない。

序説で指摘の通り、聖職禄と呼ばれるものは実態において多種多様であり、従って術語もまたきわめて多岐にわたる。本稿では後世の学者の術語ではなくて、史料における術語を史料それ自体の文面から判読した。しかしあらためて述べるまでもなく、第4節までに扱われたものは多種多様な術語のうちの一部に過ぎない。

第3節・第4節では、いずれも司牧聖職禄を扱った。司牧聖職禄とは、いうまでもなく非司牧聖職禄の対概念である。本稿は、この非司牧聖職禄を別稿の検証課題として残さざるをえなかった。司牧聖職禄と同様に、非司牧の聖職禄も多種多様である。

残された課題はほかにもある。いわゆるD・P・A・Oの定型表現がそれであり、これらの語義については本稿で一応の所見を述べざるをえない。しかしその所見は、ある意図からして以下の〔付録〕に譲り、表題の“覚書”それ自体はこれまでに留めたい。

付録 聖職禄の分類——『教会法事典』の記述から

この [付録] ではやはり聖職禄に関する術語の分類・整理に関して、参考までに下記の『教会法事典』の記述を概観しておこう。

R. Naz (dir. par),

Dictionnaire de droit canonique, (Paris, 1935-65), 7 tomes.

これは全7巻に及び、第2巻に《BÉNÉFICES ECCLÉSIASTIQUES》の項目がある。しかもその項目は通常の研究書に換算すればおそらく600頁を超え、情報量において優に独立の単行本に相当する。なお第2巻は1937年に刊行され、ほぼ半世紀を過ぎているが、大まかな分類を知るためにはとりたてて支障がなかろう。

以下この大項目の第1章“LE RÉGIME DE DROIT COMMUN, DES ORIGINES AU CONCORDAT DE VIENNE (1448)”から第3節“DIVISION DES BÉNÉFICES”にそくして聖職禄を分類する。なおこの第1章の執筆者は、Guillaume Mollatである¹⁾。

1) モラは *Les papes d'Avignon*, (1921) の著者として知られている。

§1 聖職禄に関するモラの分類

(1) 聖職禄の2大系列区分 (Les deux classes principales)

A *séculiers (saecularia)*

在俗聖職禄：占有者は在俗聖職者であって、修道誓願者つまり修道士でない。

B *réguliers (regularia)*

修道会聖職禄：占有者は原則として修道誓願者でなくてはならない。

(2) 司牧義務 (le soin des âmes / *cura animarum*) の有無による区分
(在俗聖職禄・修道会聖職禄の双方に及ぶ)

C *simples (simplicia: non curata)*

“一面的聖職禄”：司牧義務を伴わない²⁾。

- a) *mere simplicia* b) *servitoria*

例示：canonicats, prébendes, chapellenies, prestimonies

D doubles (*duplicia: curata*)

“二面的聖職禄”：司牧義務を伴う。

- c) *beneficia curata* ou *cum cura*

- d) dignités (*dignitates*)

- e) offices (*officia*)

- f) personnats (*personatus*)

これらのうちで d)・e)・f) は本稿の主要課題に係わるので、あらためて § 2 で解説する³⁾。

2) “Parmi les bénéfiques simples, les uns, seulement grevés de la récitation de prières, étaient réputés *mere simplicia*; les autres *servitoria*, parce qu'ils impliquaient la célébration de messes, la participation au chant des heures, l'accomplissement de certains services, la desserte d'une chapelle ou d'un autel.” 前者は“純粹に一面の”聖職禄であり、単に“祈りの朗誦”の義務しか負わないのに対して、後者はミサや定時課など礼拝堂や祭壇における“セルウィティウム”の義務を帯びているという。要するに聖務の範囲による区分であろう。

3) “Can. 1411. Beneficia ecclesiastica dicuntur: 3° *Duplicia* seu *residentialia*, vel *simplicia* seu *non residentialia*, prout, praeter officium beneficiale, adnexam habent, vel minus, obligationem residendi; ”——『カトリック教会法典——羅和对訳(ルイジ=チヴィスカ訳)』(有斐閣, 1962), 520 頁以下。訳者チヴィスカ教授は、シムプリキア・ドゥブリキアに“単一教会禄”“二重教会禄”という訳語を充てている。この訳語では、対概念としての両者の関係が読み取れない。

(3) 修道会聖職禄の区分

E “一面的聖職禄”(simples)

- g) *prieurés non conventuels*

- h) *monachats*

- i) *canonicats possédés par des chanoines réguliers*

これらのうち g) については、Fの k) との関連で説明する。h) はベネディクト修道会系の修道士の身分を意味するが、それが“一面的聖職禄”であることについては、特別の説明がない。i) の“canonicatus”とは“canonicus”の身分つまり参事会員の身分であり、一般には在俗参事会員の身分を意味する。しかし修道会聖職者にも“canonicus regularis”がいて、いわゆる“律修参事会”を構成する。その律修参事会員職もまた“一面的聖職禄”という。逆にいえば、律修参事会員は“カノニクス”と呼ばれる点において在俗参事会員と共通している。しかしその職が“一面的聖職禄”である点では、h) の修道士と共通している。

F “二面的聖職禄”(doubles)

j) abbayes

k) prieurés conventuels

l) offices claustraux

これらは本稿の主題に係わるので、§3 であらためて解説する。

G いわゆる“マヌアーリア”⁴⁾

4) “Les bénéfiques réguliers appelés *manualia* — obédiences, celles où prieurés — portaient cette qualification parce qu'ils demeuraient sous la main des supérieurs qui conservaient la faculté de révoquer *ad nutum* le titulaires.” 字義通りにいえば“手元の聖職禄”であろう。これらは“上長者の手元に留め置かれ、上長者はその占有者から‘任意に’権原を撤回しうる”という。具体的には、まず修道院内の“obediencia”すなわち各種の役職分担者の職務があげられ、ほかに例示として“cella”および“prioratus”に言及されている。修道院内のケラつまり独房の占有権はともかくとして、修道参事会長職もまたマヌアーリアでありうるという。要するにマヌアーリアとは“上長者”との権原関係に関する用語であって、職階の上下や職種別とは無関係であるというべきか。チヴィスカ教授によれば、前出『コーデクス・1917』の第1411条第4項は“手交的教会禄”中、撤回を可能として授与されるものは、「一時的」すなわち「有期」の教会禄、永久的に授与されるものは、「永久的」すなわち「終身」教会禄となっている。マヌアーリアには“手交的聖職禄”という訳語を充てているが、以下は拙訳である。“聖職禄は撤回可能の条件で授与されるか、あるいは恒久的に授与されるかに応じて、一方は手元留保聖職禄・暫定的聖職禄・回収可能聖職禄と呼ばれ、他方は恒久的聖職禄・回収不可能聖職禄と呼ばれる。”理解の相違は訳語だけに留まらず、内容にも及んでいる。

“4 *Mannualia, temporaria seu amovibilia, vel perpetua seu inamovibilia, prout conferuntur revocabiliter vel in perpetuum;*” — 前出『カトリック教会法典』同頁。

(4) 教会法学者 (canonistes) による区分 (二分法)

- ┌ m) électifs (elective)
- └ n) collatifs (collative)

候補者の人選が選挙によるか、あるいは司教などしかるべき任命権者からの任命によるかの相違を示す。『教皇令状簿』では“elective”であるか否か、すなわち選挙対象であるか否かの区分がなされ“collative”と書かれることがない。

- ┌ o) majeurs (major) ou consistoriaux
- └ p) mineurs (minor) ou non-consistoriaux

要するに“マーヨル”か“非マーヨル”かの区分であり、それについては第4節で詳述した。“マーヨル”であれば教皇諮問会議で枢機卿に告知されるが、他方はその対象にならないという。しかし『教皇令状簿』では、上記の通り“マーヨル”か“非マーヨル”かの区別がなされ“ミノル”という文言は見当たらない。

- ┌ q) compatibles (*compatibilia* ou *compatientia*)
- └ r) incompatibles (*incompatibilia*)

両立すなわち兼任が可能か不可能か、この二分法についてはすでに第2節で詳細に述べた。

- ┌ s) affectés⁵⁾
 - └ t) libres (non-affectés)
 - ┌ u) résidentiels (*residentialia*)⁶⁾
 - └ v) non-résidentiels
-

5) “Les canonistes distinguaient les *libres* des *affectés* (dont le pape avait disposé de quelque façon ou que les canons, une décision conciliaire, une coutume, un titre de fondation destinaient à un clerc revêtu de certains caractères); ”ここで“影響される”とは、教皇の裁量権や公会議決定・慣習に影響される

か否か、あるいは聖職禄創設者の権原の影響下にあるか否かの相違を示す。

6) 占有者に現地定住の義務を課するか否かの相違を示す。

§2 いわゆる“二面的聖職禄”について——モラの解説

まず聖職禄が“一面的”あるいは“二面的”であるというのは、どのような意味か。それを知る手がかりは、前出『コーデクス・1917』の第1411条第3項にある。その第3項によれば“聖職禄に固有の職務のほかに定住義務を帯びるか否か”が問題である⁷⁾。すなわちまず“二面的”とは、その職務遂行義務と定住義務との双方を意味し、後者を欠くときは義務が“一面的”になる。それに対してモラにおいては、定住義務ではなくて司牧義務が問われた。なお『コーデクス・1917』では上記の第3項で一面的・二面的の別が問われ、司牧・非司牧には別に第5項が充てられている⁸⁾。要するにかつての司牧義務に対して、後には定住義務が問われている。

7) “adnexa obligatio residendi”前出 注3)。

8) “5° *Curata vel non curata*, prout curam animarum adnexam habent vel non.”

以下“二面的聖職禄”のそれぞれについて、上記モラの解説を読もう。

c) *beneficia curata ou cum cura*: églises paroissiales

司牧聖職禄：聖堂区聖堂すなわち聖堂区司祭職がそれであり、司牧義務としては次の3点をあげている。

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) le soin des âmes | 靈魂の救済 |
| (2) la distribution des sacrements | 秘跡の授与 |
| (3) la juridiction pénitentielle | 悔悛の裁判 |

d) *dignitates*: archidiacons, doyens, prévôts

ディークニタース：司教補佐・司教座参事会長・在俗参事会長などの役職が例示されており、その特色としては次の2点をあげている。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) juridiction | 裁判権 |
| (2) préséance | 上席権 ⁹⁾ |

e) *officia*: sacriste, chantre, capiscol, sacristain, etc.

オフィキウム：聖器具室係¹⁰⁾・聖歌隊主管¹¹⁾・司教座学校長¹²⁾などの役職が例示され、ディーグニタースとの相違点としては裁治権をもたないことが指摘されている。上席権には触れていないが、次のベルソーナートゥスとの対比において上席権も欠いているといえないか。なおこれらはあくまでも例示であった、オフィキウムのすべてではない。

f) *personatus*

具体的な役職の例示がなく、ディーグニタースとの相違点としては、上席権をもつが裁治権をもたないという¹³⁾。オフィキウムは、裁治権・上席権の双方を欠いているということであろう。

9) “DIGNITAS, in Ecclesiasticis beneficiis, dicitur, quando beneficium habet administrationem rerum Ecclesiasticarum cum *jurisdictione*; vel ex eo, quod habet nomen dignitatis cum *praerogativa* in Choro et Capitulo” — Du Cange, *op. cit.*, sub nomine. 上席権とは、聖歌隊席および参事会会議室において上席を享受する特権であろう。

10) 前出『トレゾル』では“sacristain”の項目で“sacriste”に言及され、後者はフランス西部に特有であるという。

11) “CHANTRE: Dignitaire qui remplit l'office de maître de chœur, qui entonne et préside au chant dans un monastère ou une église.” — *Tresor*. この記載の通りであれば聖歌隊主管であるが、注13)ではこれをベルソーナートゥスとしている。

12) “CAPISCOL: Membre d'un chapitre, chargé de la direction d'une école cathédrale. Synon. écolâtre. Doyen de chapitre.” — *Tresor*. この記載の通りであれば、司教座参事会長職もオフィキウムになりうる。ディーグニタースとしての参事会長職との関係はどのように説明されるか。

13) ①“PERSONA, qui dignitatem habet cum *praerogativa* in choro et capitulo.” — Du Cange, *op. cit.*, sub nomine. ②“PERSONATUS in Monasteriis dicuntur Dignitates, Decani scilicet, Thesaurarii, Cantoris, etc. quas alibi Officia claustralia vocant.” — *Ibid.*, loc. cit. まず①ではベルソーナについて、注9)のディーグニタースと共通の指摘がなされている。聖歌隊席および参事会会議室における特権がそれである。②では修道院のベルソーナートゥスとして、参事会長・財務主管・聖歌隊主管が例示されている。ここではとりあえず、その事実を確認するだけに留めよう。

教皇令状の定型表現 D・P・A・O のうちで、モラは D・P・O の 3 語についてこのように説明している。しかも彼は“二面的聖職禄”の解説の末尾で、次の事実注意到を喚起している。“現実には、上記の区別は厳密に守られることなく、慣習の相違は極端にまで及ぶことがあった。ある地方のディーグニタースは、ところ変わればオフィキウムと見なされ、また逆のばあいもあった。”これはおそらく単にディーグニタースやオフィキウムだけに留まらず、当時のすべての術語に共通の事態であろう。

§ 3 修道会聖職禄における“二面的聖職禄”について——モラの解説

上記(3)“修道会聖職禄の区分”においては、E“一面的聖職禄”と F“二面的聖職禄”とについてそれぞれ例示があった。ここでは、後者を中心にモラの解説を読んでおこう。Fには、次の 3 事例がこの順序で列挙されていた。なおこの順序は、修道会における職階の序列に一致している。

j) abbayes 修道院長職

これについては、ここでとりたてて補足することがない。

k) prieurés conventuels 修道参事会長職

事典は“prior”の職つまり“prietatus”について、それが“conventualis”であるか否かを問題にしている。そのいずれであるかによって、二面的か一面的かに区分されるという。その意味はまさに“conventualis”の語義にかかっており、詳細は第 4 節で説明した。

l) offices claustraux 修道院内の各種の役職

これには例示がなく詳細は不明であるが、これもまた二面的聖職禄であり司牧聖職禄であるという。その意味は、修道院内の各種役職のうちで、修道院長職・修道参事会長職のほかにも司牧聖職禄がありうるということだけのことか。なお“claustralis”の語義についても、第 4 節で説明した。

× × × × ×

本節では前出『教会法事典』の大項目“聖職禄”の第 1 章に注目し、その

第3節“聖職禄の分類”における執筆者G=モラの解説を個条書きに整理した。その上で筆者なりに若干の説明を補足した。ここでは、筆者自身の前稿からある事実を指摘しておきたい。前稿とは序説《はじめに》で述べた通り、修道会聖職者による在俗聖職禄の占有について史料所見を集約したものである。

聖職禄に関するモラの分類は、§1の(1)に記載の通り、在俗聖職禄と修道会聖職禄との2大系列の区分から始まっている。しかもその区分は、占有者が在俗聖職者・修道会聖職者のいずれであるか、結局のところ占有者の系列区分に立脚していた。要するにそれは聖職禄自体の区分というよりも、占有者に関する区分でしかなかった。

この区分からすれば、修道会聖職者に対する在俗聖職禄の占有認可とは異系列への目的外流用にほかならない。しかしそれは違法でも例外でもなかった。認可はほかならぬ教皇自身の令状によるもので、また検出件数も僅少とはいえないからである。西方教会の大分裂は、1378年に始まっていた。異系列流用の初出は1395年であり、まさに大分裂の期間中である。そのことからすれば、この流用は修道会聖職者に対する懐柔策であったか。

いずれにせよ在俗聖職禄が修道会聖職者に占有されることで、それが修道会聖職禄に変質したといえるか。詳細は前稿に譲り、ここでは要点だけを再確認しておきたい。在俗聖職禄は占有主体が“個人”であり、個人占有を基本性格としている。前稿では、修道参事会による在俗聖職禄の占有にも言及した。しかしそれは参事会というまさに“法人”の占有であって、個人占有ではない。1395年初出の事例とは、修道会聖職者の個人占有であって、法人占有ではなかった。要するに在俗聖職禄は、個人占有の基本性格を留めたままで異系列へ流用されたといわざるをえない。

ここであえて前稿の所見を再確認したのは、モラに対する批判のためではない。事典の大項目“聖職禄”は、上記の通り情報量において独立の研究書に相当する。しかしそれはあくまでも事典の項目であり、概括的・教科書的であることをまぬかれない。従って異系列への流用の事例を指摘したところで、モラに対する批判にも反論にもなりえない。

“ある地方のディーグニタースは、ところ変わればオフィキウムと見なされ、また逆のばあいもあった。”これは上記の通り、ほかならぬモラ自身の指摘である。ここではその指摘に関連して、単純な事実を再確認しておきたい。在俗聖職禄と修道会聖職禄との2大系列は、モラによれば“les deux classes principales”である。あらゆる区分の根底としての区分、つまり“第一義的区分”であろう。その“第一義的区分”ですら、完全には貫徹されていないという事実がそれである。

ところでモラの解説には、これを読む側で注意すべきことがある。

[1] ①“..... the deanery of the [collegiate] church of St Mary in the Fields, Norwich, a *dignity without cure* and compatible with any other benefice (1410)”——*Letters*, VI, 208. ②“..... the perpetual *office* called the wardenship of the college of St Mary, Winchester, *without cure* (1453)”——*Letters*, X, 127f.

モラは§1(2)において、いわゆる“二面的聖職禄”の例示として、D・P・A・OのうちからD・P・Oをあげていた。しかしそのことは、すべてのDやOが“二面的聖職禄”すなわち司牧聖職禄であることを意味しない。この引用におけるD・Oは、いずれも非司牧の聖職禄つまり“一面的聖職禄”である。

またモラはやはり§1(4)で“elective / collative; major / minor”という二分法を述べているが、これは彼自身がいうように教会法学者の区分であって、教皇令状における区分は“elective / non-elective; major / non-major”であった。

最後に教皇令状の定型表現D・P・A・OのうちのAすなわち“アドミニストラティオー”が残った。このことばについては、モラから説明がえられなかった。そこであらためて『教皇令状簿』の文脈から、その意味を推定しなくてはならない。

第2節の〈要約〉第3点で指摘の通り、Aを含む事例は『教皇令状簿』において1378年に初出し、それ以降に頻出する。しかしその後においても省略の事例が少なくない。その省略が可能な理由については、後段の検討課

題として保留されていた。

そもそも A とは何を意味するか。省略が可能なのは何故か。その疑問に対しては、教皇令状の文面から直截の説明を発見しえなかった。次の引用は、その解答を推定させるものとしてまさに唯一の令状である。

[2] “(1) To Lewis [Louis de Luxembourg], archbishop of Rouen [France], *perpetual administrator* in spirituals and temporals of the [cathedral] church of Ely. (2) Grant *in commendam* for life, to be held with his said church of Rouen, of the said Benedictine church of Ely, void by the death of Philip [Morgan] during whose life it was specially reserved by the present pope. (3) Before taking possession of the *administration* he is to take the usual oath of fealty to the bishops of Lisieux and Meaux, or one of them (1347)” — *Letters*, VIII, 625f.

この令状はルーアン大司教ルイに宛てたものであり、ルイはイーリ司教座の靈的権限および俗的権限の双方に関して“恒常的アドミニストラートル”であるという(1)。ここであえて“恒常的”というのは、ほかに“非恒常的”な A の存在を示唆する。そもそも A なるものは、本来的に“非恒常的”であろうか。

第(2)項は令状の主文であり、ルイはルーアン大司教座とともにイーリ司教座の占有を認可された。司教座とは原則として兼任不可能であり、これはまさに異例である。しかも占有期間は終身であり、まさに恒常的である。占有の名目は“受託占有”であった。斜体字の文言がそれである。イーリ司教座は前任者フィリップの死亡によって空席になっており、フィリップの生存中から現教皇によって留保されていた。第4節では包括的留保に触れたが、これは1件だけの個別留保である(2)。

第(3)項の“アドミニストラティオー”とは、上記の“アドミニストラートル”の職であろう。ルイは A 職の占有に先だって、2名の司教の双方あるいは一方に対して誠実宣誓を指示された。それは“通常の宣誓”であって、正規の司教と変わるところがない(3)。

第(2)項の“*in commendam*”すなわち“受託占有”の文言に注目された

い。ある聖職禄において占有者が欠員のときに、別の聖職禄の占有者が委託を受けたという名目でそれを占有することがある。“受託占有”とはそのことである。ルイは“通常の宣誓”によって事実上の司教職を取得するが、その名目は“受託占有”であった。従って“アドミニストラーティオー”とは、端的にいえば“受託占有者職”であり、あるいは“受託管理者職”であろう。

[3] “John XXIII ordered to be granted *in commendam* for life to John Bared, an Augustinian canon of St Thomas the Martyr’s by Buttevant [Bally Beg] in the diocese of Cloyn, the *administration* called the provostship, a dignity, of the church of Killala [Ireland], void because …… (1432)” — *Letters*, VIII, 353f.

この事例ではキララ司教座のプラエポシトゥス職が“アドミニストラーティオー”であり、名目はやはり“受託占有”である。

[4] “To Bertrand, cardinal of St Mary’s in Aquiro. Commission to *administer* the canonry of Glasgow [Scotland], and prebend of Scottow [Scotou], and other benefices held by John [Sandale] on his promotion to the see of Winchester (1317)” — *Letters*, II, 150. / “[To the same.] Commission to *administer* the church of Wimbledon, held by John on his promotion to the see of Winchester, notwithstanding that he has other benefices, and among them the *administration* of the canonry and prebend of Scotou in Glasgow (1317)” — *Ibid.*, loc.cit.

この令状には“受託占有”の文言がない。しかし上記の事例から類推すれば、これもやはり“受託占有”であろう。

要するに“アドミニストラーティオー”とは、それ自体が特定の役職を意味するものではない。ルーアン大司教ルイはイーリ司教職の受託管理者であり、バリ=ベグの修道参事会員ジョンはキララ司教座のプラエポシトゥス職を受託管理した。枢機卿ペルトランドはグラスゴウの司教座参事会員職のほか、ウィンプルドンWimboldonの聖堂区司祭職の管理を委任された。受託管理であろう。

教皇令状の定型表現 D・P・A・O は、D あるいは P を正規の資格で占有

するか、またそれを“受託占有”の名目で占有するか、さらにOを占有するかということであろう。

[5] “..... on the voidance of the wardenship, an *office* called the mastership of the collegiate church of Mamcestre [Manchester] in the diocese of Coventry and Lichfield nevertheless the said John [Booth] bishop of Exeter, alleging that the said wardenship had not become void and that he had been able and was able by papal indult to retain it *in commendam* together with the said church of Exeter (1466)” — *Letters*, XII, 244f.

マンチェスタの在俗参事会聖堂の参事会長職は、この令状によれば“オフィキウム”である。エクセタ司教ジョンは、司教昇進以後にもこの参事会長職の占有権を主張した。名目は“受託占有”である。この令状には、なるほど“アドミニストラーティオー”の文言がない。しかしこれは、実態において“アドミニストラーティオー”の主張であろう。

この解釈が正しいとすれば、Aの省略の理由もそこから判明する。D・P・A・Oという定型表現は、D・P・Oを正規の資格で管理するか、あるいは受託管理者として管理するか、そのいずれのばあいをも想定したものであろう。

この〔付録〕は、教皇令状における“アドミニストラーティオー”の語義の検証をもって終わる。欧米の研究者にとって、この程度の術語の意味はあえて検証するまでもなく自明であったということか。しかし筆者にとっては、今後の作業のために他の多種多様な術語とともに“アドミニストラーティオー”についても検証が不可欠であった¹⁴⁾。

14) Cf. John Burke (ed.), *Jowitt's Dictionary of English Law*, 2nd ed., 2 vols., (London, 1977), sub ADMINISTRATION and COMMENDAM. この辞典には当然のことながら、この2語が独立の項目になっている。しかし相互の関連については説明がない。田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会, 1991年)も双方を独立の項目としているが、やはり相互関連の説明がない。

なお第1節の末尾には〔聖職禄関連の術語一覧〕があり、本稿の検証対象

中世後期イギリスの聖職禄に関する覚書

としての主要な術語の大まかな目次を兼ねている。

以上